

官報

号外

平成二十五年十一月十五日

○第百八十五回 衆議院會議録 第十号

平成二十五年十一月十五日(金曜日)

議事日程 第八号

午後一時開議

第一 裁判官の配偶者同行休業に関する法律案

(内閣提出)

第二 首都直下地震対策特別措置法案(災害対策特別委員長提出)

第三 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 交通政策基本法案(内閣提出)

第五 公職選挙法の一部を改正する法律案(第百八十三回国会、逢沢一郎君外五名提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 裁判官の配偶者同行休業に関する法律案(内閣提出)

日程第二 首都直下地震対策特別措置法案(災害対策特別委員長提出)

日程第三 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 交通政策基本法案(内閣提出)

日程第五 公職選挙法の一部を改正する法律案(第百八十三回国会、逢沢一郎君外五名提出)

午後一時二分開議

○議長(伊吹文明君) これより会議を開きます。

日程第一 裁判官の配偶者同行休業に関する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) まず、日程第一、裁判官の配偶者同行休業に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長江崎鐵磨君。

君。

裁判官の配偶者同行休業に関する法律案及び報告書

(本号末尾に掲載)

(江崎鐵磨君登壇)

○江崎鐵磨君 た、たいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、一般職の国家公務員について配偶者同行休業の制度が導入されることに伴い、裁判官についても、これと同様の趣旨で、裁判官が、外国で勤務等をする配偶者と生活をともにするための休業として、配偶者同行休業を設けようとするものであります。

本案は、去る十一月一日日本委員会に付託され、五日谷垣法務大臣から提案理由の説明を聴取し、八日、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、御報告といたします。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊吹文明君) 全会一致。御異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第二は委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。

日程第二 首都直下地震対策特別措置法案(災害対策特別委員長提出)

○議長(伊吹文明君) それでは、日程第二、首都直下地震対策特別措置法案を議題といたします。

委員長の趣旨を明瞭に申し上げます。災害対策特別委員長坂本剛二君。

首都直下地震対策特別措置法案

(本号末尾に掲載)

(坂本剛二君登壇)

○坂本剛二君 た、たいま議題となりました首都直下地震対策特別措置法案につきまして、提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

本案は、首都直下地震に係る地震防災対策の推

進を図り、もつて首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、必要な措置等を定めようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、内閣総理大臣は、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を、首都直下地震緊急対策区域として指定し、政府は、その指定があつたときは、緊急対策推進基本計画及び緊急対策実施計画を定めなければならないこと、

第二に、関係都県知事は、石油コンビナート等の改築等について定める地方緊急対策実施計画を作成できること、

第三に、関係地方公共団体が共同して作成し、認定を受けた首都中枢機能維持基盤整備等計画に係る開発許可の特例等を設けること、また、緊急対策区域を含む地方公共団体が作成し、認定を受けた特定緊急対策事業推進計画に係る建築基準法の特例等を設けること等であります。

以上が、本案の提案の趣旨及び主な内容であります。

本案は、去る十二日の災害対策特別委員会において、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党、みんなの党、生活の党の六党派共同提案により、起草案を成案とし、委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出され、賛成多数をもつて委員会提出法律案に決定したものであります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。
(拍手)

○議長(伊吹文明君) 起立採決ですから、議席へ戻ってください。

それでは、採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。よつて、本案は可決をされました。

日程第三 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第三、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長小淵優子君。

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔小淵優子君登壇〕

○小淵優子君 た、だいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、高等学校等就学支援金の支給について、保護者等の収入の状況を勘案することとする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、公立高等学校に係る授業料の不徴収制度を廃止し、公立高等学校の生徒についても就学支援金の支給の対象とするとともに、法律の題名を改めること、

第二に、保護者等の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者については、就学支援金を支給しないものとするなどあります。

本案は、去る十月三十一日本委員会に付託され、翌十一月一日下村文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、六日質疑に入りました。八日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を重ね、十三日に質疑を終局いたしました。質疑終了後、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 起立採決だから、議席に戻ってください。

採決をいたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

日程第四 交通政策基本法案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第四、交通政策基本法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長梶山弘志君。

交通政策基本法案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔梶山弘志君登壇〕

○梶山弘志君 た、だいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、交通が国民生活の安定向上等を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体等の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするもので、その主な内容は、

第一に、交通に関する施策の基本理念として、国民等の交通に対する基本的な需要の充足、交通の機能の確保及び向上、交通による環境への負荷の低減等を定めること、

第二に、政府は、交通政策基本計画を定めなければならないこと、

第三に、国が講ずべき基本的施策として、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保、高齢者等の円滑な移動の確保、国際競争力の強化等を定めることなどあります。

本案は、去る十一月七日本委員会に付託され、

翌八日太田国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十二日参考人からの意見聴取を行い、十三日質疑を終了いたしました。

質疑終了後、本案に対し、日本共産党から修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、原案及び修正案を一括して討論を行い、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

日程第五 公職選挙法の一部を改正する法律案(第百八十三回国会、逢沢一郎君外五名提出)

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第五、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長保岡興治君。

公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(保岡興治君登壇)

○保岡興治君 たたいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、都道府県の議会の議員の選挙区について、郡の存在意義が大きく変質している現状等に鑑み、一定の要件のもとで、市町村を単位として条例で選挙区を定めることができるようにするとともに、指定都市の区域においては、二以上の区域に分けた区域を選挙区の単位とするものであります。

本案は、第百八十三回国会に提出され、継続審査となっていたもので、昨十四日に提出者逢沢一郎君から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長(伊吹文明君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十七分散会

出席国務大臣

総務大臣	新藤 義孝君
法務大臣	谷垣 禎一君
文部科学大臣	下村 博文君
国土交通大臣	太田 昭宏君
国務大臣	古屋 圭司君

○議長の報告

(議決通知)

一、去る八日、本院は、検査官に河戸光彦君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、総合科学技術会議議員に中西宏明君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、食品安全委員会委員に熊谷進君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、特定個人情報保護委員会委員長に堀部政男君を、同委員に阿部孝夫君及び手塚悟君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、証券取引等監視委員会委員長に佐渡賢一君を、同委員に園マリ君及び吉田正之君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、電気通信紛争処理委員会委員に中山隆夫君、荒川薫君、小野武美君、平沢郁子君及び山本和彦君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、電波監理審議会委員に前田忠昭君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、日本放送協会経営委員会委員に長谷川三千子君、石原進君、中島尚正君、百田尚樹君及び本田勝彦君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、中央更生保護審査会委員に小川清美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、運輸審議会委員に鷹箸有字壽君及び河野康子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、運輸安全委員会委員に田村貞雄君、横山茂君、松本陽君、岡村美好君及び富井規雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に岡本美保子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

電気事業法の一部を改正する法律
海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法

(報告書受領)

一、去る八日、国と地方の協議の場議長菅義偉君から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場(平成二十五年第二回)における協議の概要に関する報告書

一、去る十二日、内閣から次の報告書を受領した。

東日本大震災復興基本法第十条の二の規定に基づく東日本大震災からの復興の状況に関する報告

一、去る十三日、内閣から次の報告書を受領した。

第百八十三回国会衆議院において採択された請願の処理経過

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

田所 嘉徳君	桜井 宏君
高木 宏壽君	勝沼 栄明君
遠藤 敬君	浦野 靖人君
杉田 水脈君	百瀬 智之君
中丸 啓君	坂元 大輔君
赤嶺 政賢君	佐々木憲昭君
勝沼 栄明君	高木 宏壽君
桜井 宏君	田所 嘉徳君
浦野 靖人君	遠藤 敬君
坂元 大輔君	中丸 啓君
佐々木憲昭君	杉田 水脈君
赤嶺 政賢君	赤嶺 政賢君

法務委員

辞任

補欠

大見 正君	川田 隆君
門 博文君	武部 新君
神山 佐市君	大野敬太郎君
橋本 岳君	中谷 真一君
田嶋 要君	小川 淳也君
大口 善徳君	濱村 進君
大野敬太郎君	神山 佐市君
川田 隆君	大見 正君
武部 新君	門 博文君

外務委員

辞任

補欠

中谷 真一君	橋本 岳君
小川 淳也君	田嶋 要君
濱村 進君	大口 善徳君
黄川田仁志君	田畑 毅君
田畑 毅君	黄川田仁志君

文部科学委員

辞任

補欠

池田 佳隆君	武井 俊輔君
桜井 宏君	神田 憲次君
新開 裕司君	福山 守君
野中 厚君	井野 俊郎君
武井 俊輔君	大岡 敏孝君
井野 俊郎君	野中 厚君
大岡 敏孝君	池田 佳隆君
神田 憲次君	桜井 宏君
福山 守君	新開 裕司君

厚生労働委員

辞任

補欠

今枝宗一郎君	藤原 崇君
古賀 篤君	田畑 毅君
田畑 毅君	菅野さちこ君
高鳥 修一君	石崎 徹君
石崎 徹君	高鳥 修一君
菅野さちこ君	田畑 毅君
田畑 毅君	古賀 篤君
菅野さちこ君	今枝宗一郎君

経済産業委員

辞任

補欠

根本 幸典君	牧島かれん君
細田 健一君	大西 英男君
宮崎 謙介君	清水 誠一君

国土交通委員

辞任

補欠

秋本 真利君	勝俣 孝明君
井林 辰憲君	川田 隆君
佐田玄一郎君	熊田 裕通君
長坂 康正君	青山 周平君
林 幹雄君	越智 隆雄君
原田 憲治君	新谷 正義君
務台 俊介君	藤井比早之君
後藤 祐一君	松原 仁君
松田 学君	上西小百合君
青山 周平君	宮内 秀樹君
上西小百合君	松田 学君
越智 隆雄君	林 幹雄君
勝俣 孝明君	秋本 真利君
川田 隆君	井林 辰憲君
熊田 裕通君	佐田玄一郎君
青山 周平君	原田 憲治君
越智 隆雄君	務台 俊介君
新谷 正義君	長坂 康正君
藤井比早之君	後藤 祐一君

環境委員

辞任

補欠

穴見 陽一君	鬼木 誠君
井林 辰憲君	川田 隆君
岩田 和親君	武井 俊輔君
宮崎 政久君	岩田 和親君
小川 淳也君	宮崎 政久君
岩田 和親君	細田 健一君
細田 健一君	宮崎 政久君
宮崎 政久君	根本 幸典君
根本 幸典君	辻元 清美君
辻元 清美君	清水 誠一君
清水 誠一君	牧島かれん君
牧島かれん君	岩田 和親君

議院運営委員

辞任

補欠

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員

辞任

補欠

大久保三代君	藤原 崇君
大久保三代君	大久保三代君

経済産業委員

辞任

補欠

越智 隆雄君	三ッ林裕巳君
宮崎 政久君	熊田 裕通君
八木 哲也君	福山 守君
岸本 周平君	長妻 昭君
三ッ林裕巳君	青山 周平君
青山 周平君	大串 正樹君
大串 正樹君	越智 隆雄君
熊田 裕通君	宮崎 政久君
福山 守君	八木 哲也君
長妻 昭君	岸本 周平君

国土交通委員

辞任

補欠

國場幸之助君	石川 昭政君
務台 俊介君	菅野さちこ君
石川 昭政君	國場幸之助君
菅野さちこ君	務台 俊介君

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

法務委員

辞任

補欠

外務委員

辞任

補欠

財務金融委員

辞任

補欠

文部科学委員

辞任

補欠

厚生労働委員

辞任

補欠

国土交通委員

辞任

補欠

一、昨十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

議院運営委員

辞任

補欠

(理事補欠選任)

一、去る十二日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 山口 俊一君 (理事中谷元君去る十月十五日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

補欠

井上 貴博君	補欠	藺浦健太郎君
神山 佐市君	八木 哲也君	
長島 忠美君	石崎 徹君	
藤丸 敏君	岩田 和親君	
松野 博一君	小林 應之君	
中川 正春君	篠原 孝君	
上野ひろし君	田沼 隆志君	
濱村 進君	伊佐 進一君	
佐藤 正夫君	井坂 信彦君	
小宮山泰子君	鈴木 克昌君	
藺浦健太郎君	井上 貴博君	
石崎 徹君	長島 忠美君	
岩田 和親君	藤丸 敏君	
小林 應之君	松野 博一君	
八木 哲也君	神山 佐市君	
篠原 孝君	中川 正春君	
田沼 隆志君	上野ひろし君	
伊佐 進一君	濱村 進君	
井坂 信彦君	佐藤 正夫君	
鈴木 克昌君	小宮山泰子君	

国家安全保障に関する特別委員

辞任

補欠

遠山 清彦君	補欠	瀧地 雅一君
井出 庸生君	畠中 光成君	
瀧地 雅一君	遠山 清彦君	
畠中 光成君	井出 庸生君	

一、去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家安全保障に関する特別委員

辞任

補欠

中山 泰秀君	補欠	小島 敏文君
西銘恒三郎君	青山 周平君	
松本 洋平君	小田原 潔君	
山際大志郎君	山田 美樹君	
丸山 穂高君	桜内 文城君	
青山 周平君	宮崎 謙介君	
山田 美樹君	桜井 宏君	
桜井 宏君	秋元 司君	
宮崎 謙介君	堀内 詔子君	
秋元 司君	伊東 良孝君	
伊東 良孝君	山際大志郎君	
小田原 潔君	松本 洋平君	
小島 敏文君	中山 泰秀君	
堀内 詔子君	西銘恒三郎君	
桜内 文城君	丸山 穂高君	

一、去る十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

寺島 義幸君	補欠	松原 仁君
今井 雅人君	高橋 みほ君	
佐藤 正夫君	椎名 毅君	
松原 仁君	寺島 義幸君	
高橋 みほ君	今井 雅人君	
椎名 毅君	佐藤 正夫君	

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

補欠

田所 嘉徳君	補欠	鬼木 誠君
鬼木 誠君	田所 嘉徳君	

国家安全保障に関する特別委員

辞任

補欠

近藤 洋介君	補欠	後藤 祐一君
遠山 清彦君	瀧地 雅一君	
後藤 祐一君	近藤 洋介君	
瀧地 雅一君	遠山 清彦君	

一、去る十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家安全保障に関する特別委員

辞任

補欠

遠山 清彦君	補欠	佐藤 英道君
佐藤 英道君	遠山 清彦君	

一、昨十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

補欠

大見 正君	補欠	堀井 学君
工藤 彰三君	小林 應之君	
笹川 博義君	鈴木 憲和君	
林 幹雄君	高木 宏壽君	
務台 俊介君	金子 恵美君	
吉川 越君	岩田 和親君	
小林 應之君	宮内 秀樹君	
堀井 学君	川田 隆君	
岩田 和親君	吉川 越君	
金子 恵美君	務台 俊介君	
川田 隆君	大見 正君	
宮内 秀樹君	笹川 博義君	
岩田 和親君	鈴木 憲和君	
高木 宏壽君	林 幹雄君	
金子 恵美君	工藤 彰三君	
岩田 和親君	堀井 学君	
宮内 秀樹君	川田 隆君	
吉川 越君	務台 俊介君	
大見 正君	笹川 博義君	
林 幹雄君	工藤 彰三君	
工藤 彰三君	堀井 学君	

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

補欠

あべ 俊子君	補欠	今枝宗一郎君
安藤 裕君	山田 美樹君	
井野 俊郎君	宮崎 謙介君	
長坂 康正君	比嘉奈津美君	
務台 俊介君	赤枝 恒雄君	
小川 淳也君	玉木雄一郎君	
比嘉奈津美君	福山 守君	
今枝宗一郎君	あべ 俊子君	
赤枝 恒雄君	務台 俊介君	
玉木雄一郎君	長坂 康正君	
福山 守君	井野 俊郎君	
あべ 俊子君	安藤 裕君	
務台 俊介君	山田 美樹君	
長坂 康正君	宮崎 謙介君	
井野 俊郎君	比嘉奈津美君	
安藤 裕君	山田 美樹君	
山田 美樹君	宮崎 謙介君	
宮崎 謙介君	比嘉奈津美君	
比嘉奈津美君	赤枝 恒雄君	
赤枝 恒雄君	玉木雄一郎君	
玉木雄一郎君	福山 守君	
福山 守君	あべ 俊子君	
あべ 俊子君	務台 俊介君	
務台 俊介君	長坂 康正君	
長坂 康正君	井野 俊郎君	
井野 俊郎君	安藤 裕君	
安藤 裕君	山田 美樹君	
山田 美樹君	宮崎 謙介君	
宮崎 謙介君	比嘉奈津美君	
比嘉奈津美君	赤枝 恒雄君	
赤枝 恒雄君	玉木雄一郎君	
玉木雄一郎君	福山 守君	
福山 守君	あべ 俊子君	
あべ 俊子君	務台 俊介君	
務台 俊介君	長坂 康正君	
長坂 康正君	井野 俊郎君	
井野 俊郎君	安藤 裕君	
安藤 裕君	山田 美樹君	
山田 美樹君	宮崎 謙介君	
宮崎 謙介君	比嘉奈津美君	
比嘉奈津美君	赤枝 恒雄君	
赤枝 恒雄君	玉木雄一郎君	
玉木雄一郎君	福山 守君	
福山 守君	あべ 俊子君	
あべ 俊子君	務台 俊介君	
務台 俊介君	長坂 康正君	
長坂 康正君	井野 俊郎君	
井野 俊郎君	安藤 裕君	
安藤 裕君	山田 美樹君	
山田 美樹君	宮崎 謙介君	
宮崎 謙介君	比嘉奈津美君	
比嘉奈津美君	赤枝 恒雄君	
赤枝 恒雄君	玉木雄一郎君	
玉木雄一郎君	福山 守君	
福山 守君	あべ 俊子君	
あべ 俊子君	務台 俊介君	
務台 俊介君	長坂 康正君	
長坂 康正君	井野 俊郎君	
井野 俊郎君	安藤 裕君	
安藤 裕君	山田 美樹君	
山田 美樹君	宮崎 謙介君	
宮崎 謙介君	比嘉奈津美君	
比嘉奈津美君	赤枝 恒雄君	
赤枝 恒雄君	玉木雄一郎君	
玉木雄一郎君	福山 守君	
福山 守君	あべ 俊子君	
あべ 俊子君	務台 俊介君	
務台 俊介君	長坂 康正君	
長坂 康正君	井野 俊郎君	
井野 俊郎君	安藤 裕君	
安藤 裕君	山田 美樹君	
山田 美樹君	宮崎 謙介君	
宮崎 謙介君	比嘉奈津美君	
比嘉奈津美君	赤枝 恒雄君	
赤枝 恒雄君	玉木雄一郎君	
玉木雄一郎君	福山 守君	
福山 守君	あべ 俊子君	
あべ 俊子君	務台 俊介君	
務台 俊介君	長坂 康正君	
長坂 康正君	井野 俊郎君	
井野 俊郎君	安藤 裕君	
安藤 裕君	山田 美樹君	
山田 美樹君	宮崎 謙介君	
宮崎 謙介君	比嘉奈津美君	
比嘉奈津美君	赤枝 恒雄君	
赤枝 恒雄君	玉木雄一郎君	
玉木雄一郎君	福山 守君	
福山 守君	あべ 俊子君	
あべ 俊子君	務台 俊介君	
務台 俊介君	長坂 康正君	
長坂 康正君	井野 俊郎君	
井野 俊郎君	安藤 裕君	
安藤 裕君	山田 美樹君	
山田 美樹君	宮崎 謙介君	
宮崎 謙介君	比嘉奈津美君	
比嘉奈津美君	赤枝 恒雄君	
赤枝 恒雄君	玉木雄一郎君	
玉木雄一郎君	福山 守君	
福山 守君	あべ 俊子君	
あべ 俊子君	務台 俊介君	
務台 俊介君	長坂 康正君	
長坂 康正君	井野 俊郎君	
井野 俊郎君	安藤 裕君	
安藤 裕君	山田 美樹君	
山田 美樹君	宮崎 謙介君	
宮崎 謙介君	比嘉奈津美君	
比嘉奈津美君	赤枝 恒雄君	
赤枝 恒雄君	玉木雄一郎君	
玉木雄一郎君	福山 守君	
福山 守君	あべ 俊子君	
あべ 俊子君	務台 俊介君	
務台 俊介君	長坂 康正君	
長坂 康正君	井野 俊郎君	
井野 俊郎君	安藤 裕君	
安藤 裕君	山田 美樹君	
山田 美樹君	宮崎 謙介君	
宮崎 謙介君	比嘉奈津美君	
比嘉奈津美君	赤枝 恒雄君	
赤枝 恒雄君	玉木雄一郎君	
玉木雄一郎君	福山 守君	
福山 守君	あべ 俊子君	
あべ 俊子君	務台 俊介君	
務台 俊介君	長坂 康正君	
長坂 康正君	井野 俊郎君	
井野 俊郎君	安藤 裕君	
安藤 裕君	山田 美樹君	
山田 美樹君	宮崎 謙介君	
宮崎 謙介君	比嘉奈津美君	
比嘉奈津美君	赤枝 恒雄君	
赤枝 恒雄君	玉木雄一郎君	
玉木雄一郎君	福山 守君	
福山 守君	あべ 俊子君	
あべ 俊子君	務台 俊介君	
務台 俊介君	長坂 康正君	
長坂 康正君	井野 俊郎君	
井野 俊郎君	安藤 裕君	
安藤 裕君	山田 美樹君	
山田 美樹君	宮崎 謙介君	
宮崎 謙介君	比嘉奈津美君	
比嘉奈津美君	赤枝 恒雄君	
赤枝 恒雄君	玉木雄一郎君	
玉木雄一郎君	福山 守君	
福山 守君	あべ 俊子君	
あべ 俊子君	務台 俊介君	
務台 俊介君	長坂 康正君	
長坂 康正君	井野 俊郎君	
井野 俊郎君	安藤 裕君	
安藤 裕君	山田 美樹君	
山田 美樹君	宮崎 謙介君	
宮崎 謙介君	比嘉奈津美君	
比嘉奈津美君	赤枝 恒雄君	
赤枝 恒雄君	玉木雄一郎君	
玉木雄一郎君	福山 守君	
福山 守君	あべ 俊子君	
あべ 俊子君	務台 俊介君	
務台 俊介君	長坂 康正君	
長坂 康正君	井野 俊郎君	
井野 俊郎君	安藤 裕君	
安藤 裕君	山田 美樹君	
山田 美樹君	宮崎 謙介君	
宮崎 謙介君	比嘉奈津美君	
比嘉奈津美君	赤枝 恒雄君	
赤枝 恒雄君	玉木雄一郎君	
玉木雄一郎君	福山 守君	
福山 守君	あべ 俊子君	
あべ 俊子君	務台 俊介君	
務台 俊介君	長坂 康正君	
長坂 康正君	井野 俊郎君	
井野 俊郎君	安藤 裕君	
安藤 裕君	山田 美樹君	
山田 美樹君	宮崎 謙介君	
宮崎 謙介君	比嘉奈津美君	
比嘉奈津美君	赤枝 恒雄君	
赤枝 恒雄君	玉木雄一郎君	
玉木雄一郎君	福山 守君	
福山 守君	あべ 俊子君	
あべ 俊子君	務台 俊介君	
務台 俊介君	長坂 康正君	
長坂 康正君	井野 俊郎君	
井野 俊郎君	安藤 裕君	
安藤 裕君	山田 美樹君	
山田 美樹君	宮崎 謙介君	
宮崎 謙介君	比嘉奈津美君	
比嘉奈津美君	赤枝 恒雄君	
赤枝 恒雄君	玉木雄一郎君	
玉木雄一郎君	福山 守君	
福山 守君	あべ 俊子君	
あべ 俊子君	務台 俊介君	
務台 俊介君	長坂 康正君	
長坂 康正君	井野 俊郎君	
井野 俊郎君	安藤 裕君	
安藤 裕君	山田 美樹君	
山田 美樹君	宮崎 謙介君	
宮崎 謙介君	比嘉奈津美君	
比嘉奈津美君	赤枝 恒雄君	
赤枝 恒雄君	玉木雄一郎君	
玉木雄一郎君	福山 守君	
福山 守君	あべ 俊子君	
あべ 俊子君	務台 俊介君	
務台 俊介君	長坂 康正君	
長坂 康正君	井野 俊郎君	
井野 俊郎君	安藤 裕君	
安藤 裕君	山田 美樹君	
山田 美樹君	宮崎 謙介君	
宮崎 謙介君	比嘉奈津美君	
比嘉奈津美君	赤枝 恒雄君	
赤枝 恒雄君	玉木雄一郎君	
玉木雄一郎君	福山 守君	
福山 守君	あべ 俊子君	
あべ 俊子君	務台 俊介君	
務台 俊介君	長坂 康正君	
長坂 康正君	井野 俊郎君	
井野 俊郎君	安藤 裕君	
安藤 裕君	山田 美樹君	
山田 美樹君	宮崎 謙介君	
宮崎 謙介君	比嘉奈津美君	
比嘉奈津美君	赤枝 恒雄君	
赤枝 恒雄君	玉木雄	

国家安全保障に関する特別委員

辞任

補欠

大塚 拓君	藤原 崇君
蘭浦健太郎君	瀬戸 隆一君
西銘恒三郎君	穴見 陽一君
牧島かれん君	今枝宗一郎君
近藤 洋介君	後藤 祐一君
今村 洋史君	小熊 慎司君
大口 善徳君	濱地 雅一君
遠山 清彦君	國重 徹君
井出 庸生君	島中 光成君
赤嶺 政賢君	笠井 亮君
穴見 陽一君	中川 俊直君
今枝宗一郎君	田畑 裕明君
瀬戸 隆一君	門山 宏哲君
島中 光成君	白須賀貴樹君
門山 宏哲君	井野 俊郎君
中川 俊直君	福山 守君
井野 俊郎君	務台 俊介君
白須賀貴樹君	牧島かれん君
田畑 裕明君	西銘恒三郎君
福山 守君	大塚 拓君
藤原 崇君	蘭浦健太郎君
務台 俊介君	近藤 洋介君
後藤 祐一君	今村 洋史君
小熊 慎司君	遠山 清彦君
國重 徹君	大口 善徳君
濱地 雅一君	井出 庸生君
椎名 毅君	笠井 亮君
笠井 亮君	赤嶺 政賢君

憲法審査会委員

辞任

補欠

徳田 毅君	佐藤 勉君
-------	-------

(議案提出)

一、去る八日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する法律案(塩崎恭久君外四名提出)

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

国会議員の配偶者同行休業に関する法律案(議院運営委員長提出)

衆議院の事務局及び法制局の職員の新員に関する規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

長提出)

一、去る十二日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

首都直下地震対策特別措置法案(災害対策特別委員長提出)

一、去る十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

民法の一部を改正する法律案

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案

一、去る十三日、議員から提出した議案は次のとおりである。

国の責任ある財政運営の確保等に関する法律案(桜内文城君外二名提出)

国民生活強靱化のための防災・減災対策基本法案(中川正春君外四名提出)

(議案受領)

一、去る八日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

万国郵便連合一般規則(二十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

一、去る十一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案

一、去る十三日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

生活保護法の一部を改正する法律案

生活困窮者自立支援法案

(議案付託)

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国家戦略特別区域法案(内閣提出第一八号)

内閣委員会 付託

万国郵便連合一般規則(二十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(条約第九号)(参議院送付)

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(条約第一〇号)(参議院送付)

政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)(参議院送付)

以上三件 外務委員会 付託

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

民法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

法務委員会 付託

一、去る十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

農地中間管理事業の推進に関する法律案(内閣提出第一四号)

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一五号)

以上二件 農林水産委員会 付託

一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国民生活強靱化のための防災・減災対策基本法案(中川正春君外四名提出、衆法第九号)

災害対策特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

国会議員の配偶者同行休業に関する法律案(議院運営委員長提出)

一、去る八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

国会議員の配偶者同行休業に関する法律案

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

一、去る八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案

一、去る十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する法律案（塩崎恭久君外四名提出） 一、去る十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 首都直下地震対策特別措置法案（災害対策特別委員長提出） 一、昨十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 国の責任ある財政運営の確保等に関する法律案（桜内文城君外二名提出） 国民生活強靱化のための防災・減災対策基本法案（中川正春君外四名提出） （議案通知書受領） 一、去る十三日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 電気事業法の一部を改正する法律案 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案 （議案撤回） 一、去る八日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（二階俊博君外十六名提出、第百八十三回国会衆法第二八号） 一、去る十二日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。 交通基本法案（二日大造君外三名提出、第百八十三回国会衆法第三八号） 首都直下地震対策特別措置法案（二階俊博君外十六名提出、第百八十三回国会衆法第四三三号）	（議案撤回通知） 一、去る八日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（二階俊博君外十六名提出、第百八十三回国会衆法第二八号） 一、去る十二日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。 首都直下地震対策特別措置法案（二階俊博君外十六名提出、第百八十三回国会衆法第四三三号） 交通基本法案（二日大造君外三名提出、第百八十三回国会衆法第三八号） （質問書提出） 一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 北方四島への邦人の入域に係る閣議了解に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出） 北方領土における日口共同経済活動に対する安倍晋三内閣の見解に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出） 「竹島の日」に対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） 竹島問題解決に向けた政府部内の整備に対する安倍晋三内閣の取り組み等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） 医師による長期処方のは非にかかる厚生労働大臣答弁に関する質問主意書（柚木道義君提出） 一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 二〇一〇年九月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る元内閣官房長官の発言等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）	外国の情報機関による盗聴に対する安倍晋三内閣の認識等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出） 外務省による竹島と尖閣諸島に係る動画配信のは非等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出） （答弁書受領） 一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。 衆議院議員鈴木貴子君提出二〇一〇年九月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る元内閣官房長官の発言等に関する質問に対する答弁書 衆議院議員鈴木貴子君提出外国の情報機関による盗聴に対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問に対する答弁書 衆議院議員柿沢未途君提出東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場等に木材を使用する事に関する質問に対する答弁書 衆議院議員青柳陽一郎君提出労働者性が認められる者の労働基準法等による保護および企業の社会保険の加入・保険料納付義務に関する質問に対する答弁書 衆議院議員青柳陽一郎君提出雇用保険給付およびハローワークの役割に関する質問に対する答弁書 衆議院議員青柳陽一郎君提出訪問診療の推進における適正な診療報酬および往療費の支払いに関する質問に対する答弁書 衆議院議員鈴木貴子君提出一九九三年に明治神宮外苑競技場（現国立競技場）に建立された「出陣学徒壮行の地」記念碑に関する質問に対する答弁書 衆議院議員鈴木貴子君提出外務省による竹島と尖閣諸島に係る動画配信のは非等に関する質問に対する答弁書	衆議院議員山井和則君提出診療報酬プラス改定等による医療、介護従事者の賃上げの必要性に関する質問に対する答弁書 衆議院議員山井和則君提出年金の実質価値の目減りに関する質問に対する答弁書 衆議院議員山井和則君提出「ベースアップ」という言葉についての安倍総理の理解に関する再質問に対する答弁書 衆議院議員山井和則君提出介護保険における要支援者への予防給付を廃止する案に関する質問に対する答弁書 平成二十五年十月三十日提出 質問 第三八号 二〇一〇年九月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る元内閣官房長官の発言等に関する質問主意書 提出者 鈴木 貴子 二〇一〇年九月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る元内閣官房長官の発言等に関する質問主意書 二〇一〇年九月七日、尖閣諸島周辺に侵入した中国漁船が、我が国の海上保安庁巡視船に衝突する事件（以下、「衝突事件」とする。）が起きた。右を受け、同月八日、石垣海上保安部は同漁船の詹基雄船長を公務執行妨害の容疑で逮捕したものの、同月二十四日、那覇地方検察庁の鈴木孝次席検事は、同船長を処分保留として釈放することを発表し、翌二十五日午前一時半過ぎに釈放がなされた。右の事件が発生した当時、内閣官房長官を務めていた仙谷由人氏が、本年九月十九日、時事通信社のインタビューに応じている。 右を踏まえ、質問する。
---	--	---	---

一 仙谷元長官がインタビューで話している内容は、例えば本年九月二十四日付北海道新聞に掲載されている、「衝突中国漁船の船長釈放 仙谷氏 政治関与認める 背景に菅元首相の指示」との見出し記事(以下、「記事」とする)の中で明らかにされている。安倍晋三内閣として右の内容を把握しているか。

二 「衝突事件」に関連し、中国漁船の船長を釈放するに至った経緯について、当時の菅直人内閣においては、「御指摘の事件の被疑者を釈放することの方針は、検察当局において、法と証拠に基づいて決定されたものと承知しており、当該方針の決定に関して、関係省庁との折衝及び協議が行われたことはない。」との答弁がなされている(内閣衆質一七六第七号)。安倍内閣として、右答弁は真実を正しく反映したものであると認識しているか。

三 「記事」には、インタビューにおいて仙谷氏が、「次官に対し、言葉としてはこういう言い方はしていないが、政治的・外交的問題もあるので自主的に検察庁内部で(船長の)身柄を釈放することをやってみよう、というようなことを僕から言っている」、「中国が来ないかどうか。これは菅氏も大変焦りだした。『解決を急いでくれ』というような話だった」と語ったとある。右の発言は、二で指摘した過去の政府の答弁が嘘であったことを示すものであると考えるが、安倍内閣の認識如何。

四 「衝突事件」が発生した後、那覇地検の判断とされながらも、実際は当時の菅内閣の意向として中国漁船の船長が釈放されたことが「記事」により明らかにされた。当時の菅内閣の判断は適切であったか。安倍内閣の認識如何。

内閣衆質一八五第三八号
平成二十五年十一月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出二〇一〇年九月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る元内閣官房長官の発言等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出二〇一〇年九月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る元内閣官房長官の発言等に関する質問に対する答弁書

一 について

御指摘の報道があったことは承知している。

二から四までについて

御指摘の事件の被疑者を釈放することの方針は、検察当局において、法と証拠に基づいて決定されたものであり、当該方針の決定に関して、関係省庁との折衝及び協議が行われたことはない」と承知している。

平成二十五年十月三十日提出
質 問 第三 九 号

外国の情報機関による盗聴に対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

外国の情報機関による盗聴に対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問主意書

アメリカの情報機関がドイツのメルケル首相の通話を盗聴していたとの報道がなされている。アメリカのオバマ大統領に直接抗議したメルケル首相に対し、同大統領は謝罪をしている。またドイツに限らず、他国に対しても盗聴をしていたこと

も報じられている。右の一連の流れを踏まえ、質問する。

一 盗聴の定義に対する安倍晋三内閣の認識を示されたい。

二 前文で触れた、アメリカの情報機関によるドイツ首相への盗聴行為に対する安倍内閣の認識を示されたい。

三 総理、官房長官、官房副長官は、内閣危機管理監、内閣情報官等から、定期的に様々な情報について報告を受けているが、その際、米国情報機関の盗聴に関する報告はあったか。

四 菅義偉内閣官房長官は、この一連の盗聴疑惑に関し、我が国は心配ない旨記者会見で述べているが、一九六五年以降安倍晋三内閣総理大臣はじめ我が国の首脳らが、今回明らかになったドイツのメルケル首相らのケースのように、アメリカ、または他国の情報機関により通話が盗聴されていたという事例はないか。又は盗聴されていたと疑われる事例はあるか。

五 三に関連し、政府として、過去にそのような事例がなかったか、徹底して調査をする考えはあるか。

六 我が国として、今回明らかになったドイツのメルケル首相らのケースのように、一九六五年以降、他国に対して盗聴を行ったという事例はあるか。

右質問する。

内閣衆質一八五第三九号
平成二十五年十一月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出外国の情報機関による盗聴に対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出外国の情報機関による盗聴に対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「盗聴」という用語について確立した定義はないが、一般に、法令上の根拠なく他人の会話等をひそかに聞き取ることをいうと承知している。

二 について

お尋ねについては、第三国間の事案に関するものであり、お答えを差し控えたい。

三から五までについて

お尋ねについては、政府の情報能力に関わることであり、これを明らかにすることにより、政府の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。なお、現在、政府においては、情報保全上の問題があるとは考えていない。

六 について

政府においては、法令を遵守し、適正な情報収集活動を行っている。

平成二十五年十月三十日提出
質 問 第四 〇 号

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場等に木材を使用する事に関する質問主意書

提出者 柿沢 未途

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場等に木材を使用する事に関する質問主意書

本年九月七日、アルゼンチン・ブエノスアイレスで開催された国際オリンピック委員会(IOC)

総会において、二〇二〇(平成三十二年)年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市が東京に決定した。今後、開催を目指し、開閉会式場となるメインスタジアムの国立競技場の建て替えをはじめ、競技会場、選手村等の施設等の整備が進められていく事になるが、これに関連して、以下、質問する。

一 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成二十二年十月一日に施行された。本法律では、現時点で木造率の低い公共建築物にターゲットを絞り、国が率先して木材使用に取り組みと同時に、地方公共団体にも国の方針に即して主体的な取組を促す事を目的及び内容としている。そこで何うが、二〇二〇(平成三十二年)のオリンピック・パラリンピック東京大会の競技会場等の施設建設の事業主体は、開催地方公共団体である東京都または国になると思われるが、これらの施設は「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」における「公共建築物」に該当するか。

二 一九九八(平成十)年の長野オリンピック冬季競技大会においてはスピードスケート競技会場として、また長野オリンピック冬季競技大会においては開閉会式場として、ともに主要な施設の一つとして使用された「エムウェーブ」は、世界最大級の木造つり屋根構造を持ち、信州産のカラマツの集成材を使用した建築物であり、英国構造技術者協会から特別賞を日本の建築物として初めて受賞する等、世界的な評価を受けている。このようにオリンピック・パラリンピック競技大会の主要な施設に木材を使用する事の意義について国はどのように考えているか。

三 今後、二〇二〇(平成三十二年)の東京オリ

ンピック・パラリンピック競技大会の競技会場等として使用される施設等を国が事業主体として建設する場合、設計や建設工事の発注時におけるガイドライン等において、施設の主要構造部のみならず内装や外装、調度品等を含めた「木材の利用の促進」を明記する考えはあるか。また同時に「木材の利用の促進」を数量的に担保する措置を講じる考えはあるか。

四 今後、二〇二〇(平成三十二年)の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場・選手村等の主要施設はもとより、開催に付随する多数の施設や工作物等を東京都または他の地方公共団体が事業主体として建設する事になると思われるが、それに先立ち、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、施設の主要構造部のみならず内装や外装、調度品等を含めた「木材の利用の促進」を事業主体に促す措置を国として講じる考えはあるか。

五 四における東京都または他の地方公共団体による施設や工作物等の整備事業が国庫補助事業となる場合、補助金交付要綱等に「木材の利用の促進」への留意を特に明記する考えはあるか。

内閣衆質一八五四四〇号

平成二十五年十一月十二日

衆議院議長 伊吹 文明殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員柿沢未途君提出東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場等に木材を使用する事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柿沢未途君提出東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場等に木材を使用する事に関する質問に対する答弁書

一 について

平成三十二年に東京都で開催される予定の第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会(以下「東京大会」という。)の開催のために国又は地方公共団体が整備する競技会場等の施設のうち建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第二条第一号に規定する建築物に当たるものは、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号。以下「法」という。)第二条第一項第一号に規定する公共建築物に該当する。

二 について

東京大会の主要施設の整備に木材を利用することは、国内外の多くの方に対し、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供し、木材の特性や木材の利用の促進についての理解の醸成を効果的に図ることとなると考えている。

また、このことにより、住宅等の一般建築物の建築材料、建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料等としての木材の利用を拡大し、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献するものと考えている。

三 について

東京大会の競技会場としての使用が予定される施設については、国が事業主体となり建設する施設はないが、独立行政法人日本スポーツ振興センターが事業主体となり国立霞ヶ丘競技場

陸上競技場を改築する予定がある。

同競技場の整備に当たっては、独立行政法人日本スポーツ振興センターにおいて、法第五条に基づき、木材の利用に努めることとなるが、建設に要する費用はもとより、維持管理及び解体又は廃棄に要する費用、さらには付加価値等を総合的に判断するとともに、主要構造部及び内外装の建築材料並びに調度品の原材料とともに、建築基準法その他の法令の規定並びに整備される設備の性格及び利用形態を考慮しつつ検討することとなる。なお、利用する木材の数量は、実施設計段階で検討することとなる。

四及び五について

法第四条において、地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないとされていることを踏まえ、東京大会の開催のために施設を整備する地方公共団体に対し、整備する施設において木材の利用に努めるよう促すとともに、政府として必要な助言その他の措置を講じていくこととしている。

平成二十五年十月三十一日提出
質 問 第 四 一 号

労働者性が認められる者の労働基準法等による保護および企業の社会保険の加入・保険料納付義務に関する質問主意書

提出者 青柳陽一郎

労働者性が認められる者の労働基準法等による保護および企業の社会保険の加入・保険料納付義務に関する質問主意書

我が国では、労働者性が認められる者(以下、労働者と称す)について、労働基準法等を根拠

に、使用者から労働者へ法令に基づいた適正な賃金の支払いが義務付けられている。また、一定の条件を満たす者については、使用者が労働者を社会保険に加入させ、労働者の賃金から預かった社会保険料を使用者が納付する義務が課せられている。これについて、次のとおり政府の見解を問う。

一 本来ならば労働基準法等の法令を根拠に、雇用契約の締結を義務付けられるべき労働者が、業務委託等の形態で契約される事例が顕在化している。結果として、労働者が労働基準法等の法令で保護されない事態が散見されているが、このような事態について、政府の見解と対策を問いたい。

二 使用者と労働者の間で労働者を社会保険に加入させる雇用契約を結んだにもかかわらず、労働基準法等の法令で規定された社会保険の加入がなされず、また、加入されていても保険料の徴収漏れ、もしくは労働者の賃金から徴収されているものの、企業の納付漏れが発生していると考えられる例が指摘されている。労働者の社会保険の加入および社会保険料の適正な徴収について、法令が実態に追い付いておらず、不備があるなら改善すべきではないか。これについて、政府の見解と対策を問いたい。

内閣衆質一八五第四一號

平成二十五年十一月十二日

衆議院議長 伊吹 文明殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員青柳陽一郎君提出労働者性が認められる者の労働基準法等による保護および企業の社会保険の加入・保険料納付義務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員青柳陽一郎君提出労働者性が認められる者の労働基準法等による保護および企業の社会保険の加入・保険料納付義務に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のように業務委託等の契約に基づき就業している者が存在していることは承知しているが、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者に該当するか否かの具体的な事案における判断は、契約の形態にかかわらず、労務提供の形態や報酬の労務対償性及びこれらに関連する諸要素も勘案して総合的に行われるものである。

労働基準監督機関においては、個別の事例に応じ、同法その他の労働基準関係法令に規定する労働者に該当するか否かを判断し、該当する場合においては、事業主に対して、労働基準関係法令の遵守について適切に指導を行っているところである。

二について

厚生年金保険及び健康保険の適用及び保険料の徴収については、年金事務所その他の関係機関において、現行の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)その他の関係法令に基づき、被保険者の資格の取得の届出、保険料の納付等が適切に行われるよう、引き続き事業主に對し適切に指導を行ってまいりたい。

平成二十五年十月三十一日提出
質 問 第 四 二 一 号

雇用保険給付およびハローワークの役割に関する質問主意書

提出者 青柳陽一郎

雇用保険給付およびハローワークの役割に関する質問主意書

我が国では、様々な理由により新たに仕事を求める者に対して、ハローワークが求人情報を斡旋し、求職者の就職に対して公的な支援を行っている。また、労働者性を認められる者(以下、労働者)と称すが、在職中に雇用保険に加入していた場合、一定の条件をもとに、ハローワークの雇用保険適用課において、失業した者に、失業中の給付金が支給されている。これについて、次のとおり政府の見解を問う。

一 企業が労働者を雇い入れた場合、一定の労働条件を満たす者は、企業側に労働者を雇用保険に加入させる義務が発生するため、保険料を納付しなければならぬが、これらの義務を怠っている企業が顕在化している。これについて政府の見解と対策を問いたい。

二 企業側の過失および怠慢により雇用保険に加入していない労働者が雇用保険の給付を受けられない例、ならびに、会社都合の解雇、倒産等の理由で労働者の意志によらず離職した者が適正な雇用保険の給付を受けられない例が指摘されている。この場合、再就職のためにハローワークに通う者が、雇用保険の給付を受けられず、求職活動が続ける間に資力を失い、やむを得ず生活保護に頼らざるを得ない実態が指摘されている。これについて政府の見解と対策を問いたい。

右質問する。

内閣衆質一八五第四二號

平成二十五年十一月十二日

衆議院議長 伊吹 文明殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員青柳陽一郎君提出雇用保険給付およびハローワークの役割に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員青柳陽一郎君提出雇用保険給付およびハローワークの役割に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号。以下「保険法」という。)及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。)に定められた雇用保険に係る届出、保険料の納付等の義務を履行していない事業主が存在することは承知している。このため、都道府県労働局は、徴収法第四条の規定に基づき雇用保険に係る保険関係が成立しているにもかかわらず、徴収法第四条の二第一項の規定に基づく届出及び徴収法第十五条第一項の規定に基づく概算保険料の納付を行わない事業主に対し、徴収法第四十三条第一項の規定に基づく立入検査を行い、徴収法第十五条第三項の規定に基づき労働保険料の額を決定し、必要に応じ、徴収法第二十七条第三項の規定に基づき国税滞納処分の例によつて、滞納処分を行っている。

また、公共職業安定所は、事業主が保険法第七条の規定に基づく届出を行っていない場合において、保険法第八条の規定による確認請求等により被保険者であったことを確認した者について、保険法第十四条第二項第二号の規定により遡及して雇用保険の被保険者期間を算定し、保険法第十三条の規定に基づく受給資格を満たすときには、同条の規定に基づく基本手当(以下「基本手当」という。)の支給を行っているところである。

御指摘の「会社都合の解雇、倒産等の理由で労働者の意志によらず離職した者が適正な雇用保険の給付を受けられない例」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、公共職業安定所は、基本手当の受給資格の決定に当たっては、労働者を雇用していた事業主及び労働者に対して、離職理由を確認の上、必要に応じ調査を行い、適切に離職理由を判断して、基本手当の支給を行っているところである。

なお、政府としては、御指摘の「再就職のためにハローワークに通う者が、雇用保険の給付を受けられず、求職活動を続ける間に資力を失い、やむを得ず生活保護に頼らざるを得ない実態」について詳細には把握していないが、引き続き雇用保険制度の適切な実施に努めてまいりたい。

平成二十五年十月三十一日提出
質 問 第 四 三 号

訪問診療の推進における適正な診療報酬および往療費の支払いに関する質問主意書

提出者 青柳陽一郎

訪問診療の推進における適正な診療報酬および往療費の支払いに関する質問主意書
訪問診療の推進において、往療費が過大に請求されていると思われるケースについて、次のとおり政府の見解を問う。

一 保険診療における訪問診療について、政府としては訪問診療を推進する方針を示し、関係法令の整備を行っている。

これを実現し、持続可能なものにするには、適正な診療報酬および適正な往療費が支払われることが重要であると考えられる。しかしながら、実態としては、往療費が過大に請求されて

いると思われるケースが指摘されている。社会保障財源の厳しい状況でこうした実態は適正化が図られるべきと思われるが、政府の見解と対策を問いたい。

右質問する。

内閣衆質一八五四第三号

平成二十五年十一月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員青柳陽一郎君提出訪問診療の推進における適正な診療報酬および往療費の支払いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員青柳陽一郎君提出訪問診療の推進における適正な診療報酬および往療費の支払いに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「往療費が過大に請求されていると思われるケース」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

平成二十五年十月三十一日提出
質 問 第 四 四 号

一九九三年に明治神宮外苑競技場（現国立競技場）に建立された「出陣学徒壮行の地」記念碑に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

一九九三年に明治神宮外苑競技場（現国立競技場）に建立された「出陣学徒壮行の地」記念碑に関する質問主意書

第二次世界大戦中の一九四三年、兵力不足を補う為、学徒出陣壮行会が、明治神宮外苑競技場

（現国立競技場）で、執り行われた。

一九九三年には出征から五十年を記念し、「出陣学徒壮行の地」記念碑が建立された。

この「出陣学徒壮行の地」記念碑は、二〇二〇年東京オリンピックに向け、国立競技場の全面改修に伴い、撤去される予定となつてい

右を踏まえ、以下質問する。

一 二〇二〇年東京オリンピック開催が決定し、国立競技場が全面改修される事になった。それに伴い、記念碑が撤去される事になったが、文部科学大臣の認識如何。

二 今日の平和は、日本国の為、前途有為な多くの学徒が戦地におもむき、命を落とされた多くの犠牲者によつて、成り立っていると考える。

即ち、全面改修後も、平和の重さ、尊さを考える上で、国立競技場の全面改修後、記念碑を戻すべきであるが、文部科学大臣の見解は如何。

三 現在、生存中の元学徒の皆様は、記念碑を残す事を強く切望し、その想いは、魂の叫びと言つてもよいと考える。学徒兵の英霊の御霊に対する崇敬の念、今日までご苦労され現在生き

られている皆様の心情を考える時、是非とも記念碑を残されるべきだと考えるが、あらためて、文部科学大臣の見解は如何。

右質問する。

内閣衆質一八五四第四号

平成二十五年十一月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出一九九三年に明治神宮外苑競技場（現国立競技場）に建立された「出陣学徒壮行の地」記念碑に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出一九九三年に明治神宮外苑競技場（現国立競技場）に建立された「出陣学徒壮行の地」記念碑に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「出陣学徒壮行の地」碑の扱いについては、現在、独立行政法人日本スポーツ振興センターにおいて保存の在り方を検討していると承知しているが、文部科学省としては、国立霞ヶ丘競技場陸上競技場の改築後においても、その敷地内で適切に保存されることが望ましいと考えている。

平成二十五年十一月一日提出
質 問 第 四 五 号

外務省による竹島と尖閣諸島に係る動画配信の是非等に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

外務省による竹島と尖閣諸島に係る動画配信の是非等に関する質問主意書

一 領土問題の定義に関する政府、外務省の見解如何。

二 我が国が抱える領土問題は、北方領土と竹島の二つのみであり、尖閣諸島に関しては、領土問題は存在しないというのが従来の政府、外務省の見解であると承知するが、確認を求める。

三 本年十月十六日より、外務省において竹島と尖閣諸島に係る動画を、外務省HPやYouTubeで配信することを始めていると承知する。右は外務省のどの部署の誰の責任により、何の目的のために決定されたものなのか、詳細な説明を求める。

四 我が国が抱える領土問題が、北方領土と竹島の二つのみならば、なぜ三の動画において尖閣のものがあるのか、その理由を説明されたい。

五 中国は、尖閣諸島付近に漁船や軍艦を航行させ、本来なら我が国が実効支配し、領土問題の存在しない尖閣を領土問題化させようとしている。今回、外務省が三の動画配信を始めたことは、既成事実化を目論む中国を利用するだけであると考えるが、政府、外務省の見解如何。右質問する。

内閣衆質一八五第四五号
平成二十五年十一月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省による竹島と尖閣諸島に係る動画配信の是非等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省による竹島と尖閣諸島に係る動画配信の是非等に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、一般的に、他国との間で解決すべき領有権の問題という意味で、「領土問題」という表現を用いている。

二について

我が国が抱える領土問題には、北方四島及び竹島をめぐる問題が存在する。

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島に関する我が国の立場は、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は、そもそも存在しないというものである。

三について

御指摘の動画は、外務省大臣官房がその原案を作成し、政府内においてしかるべく決裁を経た上で確定され、配信されたものであり、我が国の領土に関する立場について、国内外で正しい理解を更に深めていただくことを目的とするものである。

四及び五について

政府としては、三について述べた観点から、御指摘の動画を公表することにより、二について述べた尖閣諸島に関する我が国の一貫した立場に対し、国内外における理解が更に深まるものと期待している。

平成二十五年十一月一日提出
質 問 第 四 六 号

診療報酬プラス改定等による医療、介護従事者の賃上げの必要性に関する質問主意書

提出者 山井 和則

診療報酬プラス改定等による医療、介護従事者の賃上げの必要性に関する質問主意書

安倍総理は、若者、女性を初め、頑張る人たちの雇用を拡大し、収入をふやすことを目指し、そのためにあらゆる施策を総動員することを、平成二十五年十月十五日の衆議院本会議における所信表明演説の中でも明言している。その中には七万人を超える医療、福祉に携わる方も当然含まれると考えるが、一方で、医療、介護分野における経済活動は一定の統制を受けている。

そこで、以下のとおり質問する。

一 安倍総理は、日本経済団体連合会へ賃上げに向けた要請を行っていますが、医療従事者についても賃上げを目指しますか。

二 一のためにどのような政策を実施するつもりですか。

三 その賃上げのために、診療報酬は、消費税増税分の引上げ以外に、診療報酬をネットアップで引上げが必要と考えますが、いかがですか。

四 三について、診療報酬をネットアップで引上げをしないのであれば、賃上げを目指すという安倍総理の発言と矛盾しませんか。

五 一と同様に、介護従事者についても賃上げを目指しますか。

六 五のためにどのような政策を実施するつもりですか。

七 消費税の増収分から、介護従事者の賃上げの予算をつけるべきと考えますが、いかがですか。

八 七について、もし賃上げの予算をつけないのであれば、賃上げを目指すという安倍総理の発言と矛盾しませんか。

右質問する。

内閣衆質一八五第四六号

平成二十五年十一月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員山井和則君提出診療報酬プラス改定等による医療、介護従事者の賃上げの必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出診療報酬プラス改定等による医療、介護従事者の賃上げの必要性に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

医療従事者の賃金水準については、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)等の関係法令に基づき、当該医療従事者が勤務する医療機関と当該医療従事者との間の契約で決められるものと承知している。政府としては、診療報酬改定に当たって、医療経済実態調査により医療経営の実態を把握し、物価及び賃金の動向など医療を取り巻く諸状況を総合的に勘案するとともに、中央社会保険医療協議会の審議を踏まえ、人件費を始め必要な経費が確保されるよう努めてきたところであり、平成二十六年度の診療報酬改定についても適切に対応してまいりたい。

五から八までについて

介護従事者の賃金水準については、労働基準法等の関係法令に基づき、当該介護従事者が勤務する介護サービス事業所等と当該介護従事者との間の契約で決められるものと承知している。政府としては、今後、社会保障・税一体改革の中で、消費税率の引上げ並びに給付の効率化及び重点化により必要な財源を確保するとともに、介護職員の処遇改善に関する措置を検討してまいりたい。

平成二十五年十一月一日提出
質 問 第 四 七 号

年金の実質価値の目減りに関する質問主意書

提出者 山井 和則

年金の実質価値の目減りに関する質問主意書

平成二十五年十月二十五日付で「年金制度改正に関する質問に対する答弁書」を受領したところであるが、いわゆるマクロ経済スライド方式の適用の検討を進めるに当たっては、既裁定者の基礎年金受給額に与える影響を把握分析することが必要不可欠である。

そこで、以下のとおり質問する。

一 先の答弁書では、平成二十一年財政検証における平成二十一年度に裁定を受けた年金受給者

の満額の基礎年金は、約六・五万円とのことであったが、平成二十一年財政検証の設定を用いると、この者の平成五十年度の基礎年金は、いくらになりますか。

二 平成二十一年財政検証では、平成五十年度には、平成二十一年度と比べて、物価は約三十六%上がっていると推計されるところだが、この物価上昇率を用いて、一の額を平成二十一年度現在の価値に割り戻した額はいくらになりますか。

三 一の金額と二の金額の差額が生じるとすれば、その理由は何ですか。

四 マクロ経済スライドが適用されれば、既裁定者の年金の額を物価上昇率で平成二十一年度現在の価値に割り戻した額は、今後、低下しますか。右質問する。

内閣衆質一八五第四七号
平成二十五年十一月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 伊吹 文明殿
衆議院議員山井和則君提出年金の実質価値の目減りに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員山井和則君提出年金の実質価値の目減りに関する質問に対する答弁書

一について
平成二十一年財政検証における平成二十一年度年金を受給し始める者の平成五十年度時点での満額の老齢基礎年金額は、名目額で約七・七万円と推計されている。

二について
一についてでお答えした金額を、平成二十一

年財政検証の前提として設定した物価上昇率で平成二十一年度現在の価値に割り戻した額は、約五・六万円と推計されている。

三について
お尋ねについては、二についてでお答えした金額は、一についてでお答えした金額を平成二十一年財政検証の前提として設定した物価上昇率で平成二十一年度現在の価値に割り戻したものであるからである。

四について
御指摘の「既裁定者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成十六年に国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)により導入されたマクロ経済スライドが適用された場合であつて、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十六条の二第一項に規定する調整期間において物価が上昇し、同法第二十七条の五第一項の規定により、物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準に老齢基礎年金額が改定される場合には、平成二十一年財政検証における平成二十一年度年金を受給し始める者の満額の老齢基礎年金額を平成二十一年財政検証の前提として設定した物価上昇率で平成二十一年度現在の価値に割り戻した額は、低下することとなる。

平成二十五年十一月一日提出
質問 第四八号

「ベースアップ」という言葉についての安倍総理の理解に関する再質問主意書

提出者 山井 和則

「ベースアップ」という言葉についての安倍総理の理解に関する再質問主意書
平成二十五年十月二十五日付で「ベースアップ」

という言葉についての安倍総理の理解に関する質問に対する答弁書を受領したところであるが、とりわけ一から四までについては明確な答弁が得られていない。

そこで、以下のとおり再質問する。

一 平成二十五年十月十六日衆議院本会議における安倍総理の答弁における「ベースアップ」に関する発言は、日本労働組合総連合会以下、「連合」という。による「二〇一三春季生活闘争第七回(最終)回答集計結果について」における賃金改善を獲得して妥結した組合の割合に基づいているとのことですが、この「賃金改善」の具体的内容は何か。

二 安倍総理は、一の「賃金改善」を「ベースアップ」と理解していると考えてよいですか。

三 連合では、「ベースアップ」の説明として、「社員の給料を、物価上昇や労働組合の交渉などにより一斉に底上げすること」としていますが、これは、二の安倍総理の「ベースアップ」の理解と同じですか。

四 安倍総理が賃上げを要請している日本経済団体連合会は、毎年「昇給、ベースアップ実施状況調査結果」を公表していますが、この中の「ベースアップ」について、政府はどのように理解していますか。

五 四の「ベースアップ」は、安倍総理の「ベースアップ」の理解と同じですか。右質問する。

内閣衆質一八五第四八号
平成二十五年十一月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 伊吹 文明殿
衆議院議員山井和則君提出「ベースアップ」という言葉についての安倍総理の理解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員山井和則君提出「ベースアップ」という言葉についての安倍総理の理解に関する再質問に対する答弁書

一について

日本労働組合総連合会(以下「連合」という。)による「二十十三春季生活闘争第七回(最終)回答集計結果(以下「連合調査結果」という。))における、お尋ねの「賃金改善」は、連合に対して回答する労働組合によって異なるものであるが、賃金表の全部改定や、一部改定等を含み得るものと連合から聞いています。

二から五までについて

先の答弁書(平成二十五年十月二十五日内閣衆質一八五第一号)一から四までについてでお答えしたとおり、お尋ねの「ベースアップ」という用語について確立した定義はなく、連合のホームページの労働用語集によると「社員の給料を、物価上昇や労働組合の交渉などにより一斉に底上げすること」と定義されているが、一般社団法人日本経済団体連合会(以下「経団連」という。)による「昇給、ベースアップ実施状況調査結果」においては、「ベースアップ」という用語について特段の定義を行っていないものの、当該用語をいわゆる賃金カーブの全部又は一部を底上げすることと理解して調査していると経団連から聞いている。お尋ねの安倍内閣総理大臣の答弁は、一について述べた連合調査結果における賃金改善を獲得して妥結した組合の割合に基づいているところであり、これを分かりやすく「ベースアップ」と表現したものである。

平成二十五年十一月一日提出
質問 第四九号

介護保険における要支援者への予防給付を廃止する案に関する質問主意書

提出者 山井 和則

介護保険における要支援者への予防給付を廃止する案に関する質問主意書

介護保険の制度改正については、社会保障審議会介護保険部会にて議論、検討されているところであるが、平成二十五年十月三十日の介護保険部会(第五十一回)にて、厚生労働省より、要支援者への予防給付を廃止し、市町村が実施主体となる新総合事業への移行について提案がなされたところである。

そこで、以下のとおり質問する。

一 予防給付の費用は、平成二十三年度で約五千億円ですが、給付見込み額の伸びが従来通りの五から六％の場合、平成三十七年度には費用額はいくらずと推計されますか。また、平成二十七年度から新総合事業へ移行して効率化を図り三から四％の伸びにした場合、平成三十七年度には費用額はいくらずと推計されますか。

二 いま要支援のサービスを利用しての高齢者は、要介護認定で同じ要支援と認定されている限り、新総合事業への移行後も、いま利用しているサービスを継続して利用する権利を有しますか。

三 新総合事業に移行した後、新たに要支援一、二に認定された高齢者が、既存サービス(現在、要支援一、二の高齢者が利用しているサービス)を利用できる可能性は、移行前から要支援サービスを利用していた高齢者と同じですか。

四 いま要支援のサービスを利用している高齢者は、移行後も同様のサービスを継続して受けることについて、優遇措置あるいは経過措置は設けられますか。

五 新総合事業に移行したら、自己負担は市町村によっては二割になる可能性がありますか。

六 新総合事業に移行したら、市町村によってはデイサービスやホームヘルプの事業費の単価や人員基準が下がる可能性はありますか。また、職員の数が減ったり、専門職がボランティアに替わる可能性はありますか。

七 新総合事業への移行によりサービス単価が引下げられれば、消費税が増税され、物価も上昇する状況にもかかわらず、介護職員の賃金が引下げられる可能性はありますか。可能性があるとすれば、それは、安倍総理が目指す賃上げと矛盾しませんか。

八 現行の地域支援事業では、サービスの利用者の自己負担割合が一割を下回ることはありませんか。

九 新総合事業では、要支援者と現在の地域支援事業の利用者が、同じサービスを利用することはありませんか。

十 新総合事業への移行についての提案では、要支援者の利用料の下限については要介護者の利用負担割合を下回らないような仕組みとすることが必要とされています。三があり得る場合、二に該当するサービスを要支援者が利用する場合、一に該当するサービスは、一割の自己負担が必要となり、現在の地域支援事業の利用者よりも重い負担が必要となることとなりますか。

十一 介護保険部会(第五十一回)資料一の五、六ページに示されていますが、総合支援事業に移行した後、家事援助については、訪問介護事業所では行わないのですか。

十二 介護保険部会(第五十一回)資料一の五ページ中の「既存の訪問介護事業所による身体介護等」のうち、「等」という文言で訪問介護事業所による家事援助を読み込むのですか。

十三 ホームヘルパーは全国でおよそ何人いますか。そのうち、介護保険の予防給付における訪問介護に携わっているホームヘルパーの方はおよそ何人いますか。また、家事援助を訪問介護事業所が行わなくなると、ホームヘルパーの多くが職を失うことになりかねませんか。

十四 介護保険の予防給付である、要支援者を対象とする家事援助について、ボランティアで担うことが可能と考えていますか。

内閣衆質一八五第四九号

平成二十五年十一月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員山井和則君提出介護保険における要支援者への予防給付を廃止する案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出介護保険における要支援者への予防給付を廃止する案に関する質問に対する答弁書

一について

前段のお尋ねについては、厚生労働省の実施した介護保険事業状況報告における平成二十三年度の予防給付の給付額である約四千四百億円に、一・〇五五を十四回乗することにより、機械的に計算すれば、約八千六百七十六億円と推計される。後段のお尋ねについては、介護保険制度の見直しに関して、現在、社会保障審議会

介護保険部会において議論を行っているところであるため、お答えすることはできない。

二から七まで、九から十二まで及び十四については介護保険制度の見直しに関しては、現在、社会保障審議会介護保険部会において議論を行っているところであるため、お尋ねの事項についてお答えすることはできない。

八について

お尋ねの地域支援事業については、多様な事業が実施されており、利用料については、法令に基づく基準を定めておらず、多様な形式で市町村が定めることができるが、厚生労働省としては、「地域支援事業の実施について」(平成十八年六月九日付け老発第〇六〇九〇〇一号厚生労働省老健局長通知)において、「地域の実情に応じて、市町村において決定する。なお、利用料の額の設定に当たっては、予防給付との均衡等を勘案しながら、適切に設定することとする。」等と示しているところである。

十三について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「ホームヘルパー」の定義が必ずしも明らかではないが、厚生労働省の実施した介護サービス施設・事業所調査によると、平成二十三年十月一日現在の訪問介護に従事する訪問介護員の数介護予防訪問介護を一体的に行っている事業所の従業員数を含み、介護予防訪問介護のみを行っている事業所の従業員数を除くは、約三十八万人である。後段のお尋ねについては、介護保険制度の見直しに関して、現在、社会保障審議会介護保険部会において議論を行っているところであるため、お答えすることはできない。

裁判官の配偶者同行休業に関する法律案

右
国会に提出する。

平成二十五年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

裁判官の配偶者同行休業に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、配偶者同行休業の制度を設けることにより、裁判官の継続的な勤務を促進し、もって裁判事務等の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律にいう「配偶者」とは、届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

2 この法律において「配偶者同行休業」とは、裁判官が、外国での勤務その他の最高裁判所規則で定める事由により外国に住所又は居所を定め、滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするため、職務に従事しないことをいう。

(配偶者同行休業の承認)

第三条 最高裁判所は、裁判官が配偶者同行休業を請求した場合において、裁判事務等の運営に支障がないと認めるときは、三年を超えない範囲内の期間に限り、当該裁判官が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

2 前項の請求は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該裁判官の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第四条 配偶者同行休業をしている裁判官は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が三年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、最高裁判所に対し、配偶者同行休業の期間の延長を請求することができる。

2 配偶者同行休業の期間の延長は、最高裁判所規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 前条第一項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の効果)

第五条 配偶者同行休業をしている裁判官は、裁判官としての身分を保有するが、その配偶者同行休業の期間中報酬その他の給与を受けない。

(配偶者同行休業の承認の失効等)

第六条 配偶者同行休業の承認は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

一 当該配偶者同行休業をしている裁判官が裁判官弾劾法(昭和二十二年法律第百三十七号)第三十九条の規定により職務を停止された場合

二 当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、又は当該配偶者同行休業をしている裁判官の配偶者がなくなった場合

2 最高裁判所は、次に掲げる場合には、配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。

一 当該配偶者同行休業をしている裁判官から配偶者同行休業の承認の取消しの申出があった場合

二 当該配偶者同行休業をしている裁判官が当

該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなった場合

三 その他最高裁判所規則で定める場合
(配偶者同行休業をした裁判官についての国家公務員退職手当法の特例)

第七条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第六条の四第一項及び第七条第四項(最高裁判所裁判官退職手当特例法(昭和四十一年法律第五十二号)第三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、国家公務員退職手当法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第百五十七号)第七條第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数」とあるのは、「その月数」とする。

(最高裁判所規則)
第八条 この法律の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

附 則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律

第 号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)

2 国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十条の表第三第三項第六号の項中「裁判所職員臨時措置法」を「裁判官の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第 号)第三条第一項又は裁判所職員臨時措置法」に改める。

(調整規定)

3 この法律の施行の日が国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における国家公務員の留学費用の償還に関する法律第十条において準用する同法第三条第一項第二号の規定の適用については、同号中「在職期間が五年」とあるのは、「在職期間(裁判官の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第 号)第三条第一項の規定による配偶者同行休業をした期間を含まない。以下この号において同じ。)が五年」とする。

理 由

職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため、裁判官が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業に関する制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の配偶者同行休業に関する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、一般職の国家公務員について配偶者同行休業の制度が導入されることに伴い、裁判官についても、配偶者同行休業制度を導入しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 裁判官が、外国での勤務その他の最高裁判所規則で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業として、配偶者同行休業を設けること。

2 最高裁判所は、裁判官が配偶者同行休業を請求した場合において、裁判事務等の運営に支障がないと認めるときは、配偶者同行休業をすることを承認することができることとするほか、配偶者同行休業の期間の延長等について必要な事項を定めること。

3 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、配偶者同行休業の制度を設けることにより、裁判官の継続的な勤務を促進し、もって裁判事務等の円滑な運営に資するものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成二十五年十一月八日

法務委員長 江崎 鐵磨
衆議院議長 伊吹 文明殿

首都直下地震対策特別措置法案

右の議案を提出する。

平成二十五年十一月十二日

提出者

災害対策特別委員長 坂本 剛二

首都直下地震対策特別措置法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 緊急対策推進基本計画(第四条)

第三章 行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画等(第五条—第六条)

第四章 首都中枢機能維持基盤整備等地區における特別の措置

第一節 首都中枢機能維持基盤整備等地區の指定等(第七条)

第二節 首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定等(第八条—第十五条)

第三節 認定基盤整備等計画に係る特別の措置(第十六条—第二十条)

第五章 地方緊急対策実施計画の作成等(第二十一条—第二十三条)

第六章 特定緊急対策事業推進計画に係る特別の措置

第一節 特定緊急対策事業推進計画の認定等(第二十四条—第三十一条)

第二節 認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置(第三十二条—第三十四条)

第七章 雑則(第三十五条—第四十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、首都直下地震が発生した場合

合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、首都直下地震緊急対策区域の指定、緊急対策推進基本計画の作成、行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画の作成、首都中枢機能維持基盤整備等地區の指定並びに首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定及び認定基盤整備等計画に係る特別の措置、地方緊急対策実施計画の作成並びに特定緊急対策事業推進計画の認定及び認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置について定めることにより、地震観測施設等の整備等について定めることにより、首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「首都直下地震」とは、東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)の区域並びに茨城県の区域のうち政令で定める区域をいう。次項において同じ。及びその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震をいう。

2 この法律において「首都中枢機能」とは、東京圏における政治、行政、経済等の中枢機能をいう。

3 この法律において「地震災害」とは、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。

4 この法律において「地震防災」とは、地震災害の発生防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。

(首都直下地震緊急対策区域の指定等)

第三条 内閣総理大臣は、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある

ため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を、首都直下地震緊急対策区域(以下「緊急対策区域」という。)として指定するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による緊急対策区域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による緊急対策区域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係する都県の意見を聴かなければならない。この場合において、当該都県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係する市町村の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による緊急対策区域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による緊急対策区域の指定の解除をする場合に準用する。

第二章 緊急対策推進基本計画

第四条 政府は、前条第一項の規定による緊急対策区域の指定があつたときは、首都直下地震に係る地震防災上緊急に講ずべき対策(以下「緊急対策」という。)の推進に関する基本的な計画(以下「緊急対策推進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 緊急対策推進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

二 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針

三 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関し次に掲げる事項 イ 首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項 ロ 首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該首都中枢機能の一時的な代替に関する基本的な事項 ハ 緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項 ニ イからハまでに掲げるもののほか、首都中枢機能の維持に関し必要な事項 四 第七条第一項に規定する首都中枢機能維持基盤整備等地区的指定及び第八条第一項に規定する基盤整備等計画の同条第十項の認定に関する基本的な事項 五 第二十一条第一項に規定する地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項 六 第二十四条第一項に規定する特定緊急対策事業推進計画の同条第八項の認定に関する基本的な事項 七 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置についての計画 八 前各号に掲げるもののほか、緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関する基本的な事項 三 内閣総理大臣は、緊急対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。 四 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、緊急対策推進基本計画を公表しなければならない。	五 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、緊急対策推進基本計画を変更しなければならない。 六 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による緊急対策推進基本計画の変更について準用する。 第三章 行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画等 第五条 政府は、緊急対策推進基本計画を基本として、首都直下地震が発生した場合における国の行政に関する機能のうち中枢的なもの（以下この条において「行政中枢機能」という。）の維持に係る緊急対策の実施に関する計画（以下この条において「緊急対策実施計画」という。）を定めなければならない。 二 緊急対策実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 政府全体の見地からの政府の業務の継続に関する事項 二 業務の継続に必要な職員の確保、非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄その他の首都直下地震が発生した場合における円滑かつ迅速な業務の継続に係る体制の整備に関する事項を内容とする各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項 三 行政中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該行政中枢機能の一時的な代替に関する事項 四 前三号に掲げるもののほか、行政中枢機能の維持に関し必要な事項 三 前条第三項から第六項までの規定は、緊急対策実施計画について準用する。	（首都中枢機能の維持に係る国会及び裁判所の措置） 第六条 国会及び裁判所は、緊急対策推進基本計画を考慮して、前条の規定に準じた所要の措置を講ずるものとする。 第四章 首都中枢機能維持基盤整備等地区的における特別の措置 第一節 首都中枢機能維持基盤整備等地区的の指定等 第七条 内閣総理大臣は、緊急対策区域のうち、首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者、来訪者又は居住者（以下「滞在者等」という。）の安全の確保を図るために必要な退避のために移動する経路、一定期間退避するための施設、備蓄倉庫その他の施設（以下「安全確保施設」という。）の整備等を緊急に行う必要がある地区を、首都中枢機能維持基盤整備等地区（以下「基盤整備等地区」という。）として指定するものとする。 二 第三条第三項から第五項までの規定は、前項の規定による基盤整備等地区的指定について準用する。この場合において、同条第五項中「前三項」とあるのは、「前二項」と読み替えるものとする。 第二節 首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定等 （首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定） 第八条 前条第一項の規定による基盤整備等地区的指定があったときは、その全部又は一部の区域が基盤整備等地区である地方公共団体（以下この章において「関係地方公共団体」という。）は、共同して、基盤整備等地区について、首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能
の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全の確保を図るために必要な安全確保施設の整備等に関する計画（以下「基盤整備等計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。 二 基盤整備等計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 首都中枢機能の維持を図るために必要な次に掲げる事項 イ ロ(1)から(4)までに掲げる事業（以下「基盤整備事業」という。）を通じた首都中枢機能の維持に関する基本的な方針 ロ 首都中枢機能の維持を図るために必要な次に掲げる事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項 (1) 電気、ガス、水道等の供給体制に係る基盤の整備に関する事業 (2) 情報通信システムに係る基盤の整備に関する事業 (3) 道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設その他の公益的施設（八において「公共公益施設」という。）の整備に関する事業 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備に関する事業 ハ ロ(3)及び(4)に掲げる事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項 ニ イからハまでに掲げるもののほか、首都中枢機能の維持を図るために必要な事項 二 滞在者等の安全の確保を図るために必要な次に掲げる事項 イ 安全確保施設の整備等を通じた滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針	の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全の確保を図るために必要な安全確保施設の整備等に関する計画（以下「基盤整備等計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。 二 基盤整備等計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 首都中枢機能の維持を図るために必要な次に掲げる事項 イ ロ(1)から(4)までに掲げる事業（以下「基盤整備事業」という。）を通じた首都中枢機能の維持に関する基本的な方針 ロ 首都中枢機能の維持を図るために必要な次に掲げる事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項 (1) 電気、ガス、水道等の供給体制に係る基盤の整備に関する事業 (2) 情報通信システムに係る基盤の整備に関する事業 (3) 道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設その他の公益的施設（八において「公共公益施設」という。）の整備に関する事業 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備に関する事業 ハ ロ(3)及び(4)に掲げる事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項 ニ イからハまでに掲げるもののほか、首都中枢機能の維持を図るために必要な事項 二 滞在者等の安全の確保を図るために必要な次に掲げる事項 イ 安全確保施設の整備等を通じた滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針	の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全の確保を図るために必要な安全確保施設の整備等に関する計画（以下「基盤整備等計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。 二 基盤整備等計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 首都中枢機能の維持を図るために必要な次に掲げる事項 イ ロ(1)から(4)までに掲げる事業（以下「基盤整備事業」という。）を通じた首都中枢機能の維持に関する基本的な方針 ロ 首都中枢機能の維持を図るために必要な次に掲げる事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項 (1) 電気、ガス、水道等の供給体制に係る基盤の整備に関する事業 (2) 情報通信システムに係る基盤の整備に関する事業 (3) 道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設その他の公益的施設（八において「公共公益施設」という。）の整備に関する事業 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備に関する事業 ハ ロ(3)及び(4)に掲げる事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項 ニ イからハまでに掲げるもののほか、首都中枢機能の維持を図るために必要な事項 二 滞在者等の安全の確保を図るために必要な次に掲げる事項 イ 安全確保施設の整備等を通じた滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針

5 基盤整備等計画は、災害対策基本法(昭和三十	4 関係地方公共団体は、基盤整備等計画に前項の施設等の設置に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。第十九条第一項から第三項までにおいて同じ。)及び都道府県公安委員会に協議し、その同意を得なければならない。	3 基盤整備事業に関する事項には、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十二条第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる施設、工作物又は物件(次項並びに第十九条第一項及び第三項において「施設等」という。)のうち、首都中枢機能の維持を図るためのものとして政令で定めるものの設置であつて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るものに關する事項を記載することができる。	口 安全確保施設の整備に関する事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項 ハ 口に規定する事業により整備された安全確保施設の適切な管理のために必要な事項 二 安全確保施設を有する建築物の耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)第二条第二項に規定する耐震改修をいう。)その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業及びその実施主体に関する事項 ホ 滞在者等の誘導、滞在者等に対する情報提供その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務及びその実施主体に関する事項 ヘ イからホまでに掲げるもののほか、滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項
10 内閣総理大臣は、申請があつた基盤整備等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。	9 申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。 一 第六項の提案を踏まえた申請をする場合にあつては、当該提案の概要 二 前項の規定による協議の概要 内閣総理大臣は、申請があつた基盤整備等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。	8 関係地方公共団体は、基盤整備等計画を作成しようとするときは、当該基盤整備等計画に定める事項について第十五条第一項の首都中枢機能維持基盤整備等協議会における協議をしなければならない。 7 前項の提案を受けた関係地方公共団体は、当該提案に基づき申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。 二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る基盤整備等計画に密接な関係がある者	十六年法律第二百二十三号)第二条第九号に規定する防災業務計画及び同条第十号に規定する地域防災計画との調和が保たれたものでなければならない。 6 次に掲げる者は、関係地方公共団体に対して、第一項の規定による申請(以下この条及び次条第一項において単に「申請」という。)をすることについての提案をすることができる。 一 当該提案に係る基盤整備等計画において基盤整備事業及び第二項第二号口又は二に規定する事業(以下この章において「基盤整備事業等」という。)を実施しようとする者 二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る基盤整備等計画に密接な関係がある者
第十條 認定を受けた関係地方公共団体は、認定を受けた基盤整備等計画(以下この章において「認定基盤整備等計画」という。)の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。	2 関係行政機関の長は、認定基盤整備等計画に定められた基盤整備事業等の適正な実施のために必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該基盤整備事業等の実施に關し必要な措置を講ずることができる。	12 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。 (認定に関する処理期間) 第九條 内閣総理大臣は、申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならない。 2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、前条第十一項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。 (認定基盤整備等計画の変更) 第十條 認定を受けた関係地方公共団体は、認定を受けた基盤整備等計画(以下この章において「認定基盤整備等計画」という。)の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。	一 緊急対策推進基本計画に適合するものであること。 二 当該基盤整備等計画の実施が当該基盤整備等計画における首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全の確保を図るために必要な安全確保施設の整備等の円滑かつ迅速な推進に寄与するものであることと認められること。 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 11 内閣総理大臣は、前項の認定(次項、次条及び第十條第一項において単に「認定」という。)をしようとするときは、基盤整備等計画に定められた基盤整備事業等に関する事項について、当該基盤整備事業等に係る関係行政機関の長(以下この節において単に「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならない。 12 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。 (認定に関する処理期間) 第九條 内閣総理大臣は、申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならない。 2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、前条第十一項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。 (認定基盤整備等計画の変更) 第十條 認定を受けた関係地方公共団体は、認定を受けた基盤整備等計画(以下この章において「認定基盤整備等計画」という。)の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
第十三條 内閣総理大臣は、認定基盤整備等計画が第八條第十項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣	2 関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定基盤整備等計画に定められた基盤整備事業等の適正な実施のために必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該基盤整備事業等の実施に關し必要な措置を講ずることができる。	2 関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定基盤整備等計画に定められた基盤整備事業等の実施の状況について報告を求めることができる。 (措置の要求) 第十二條 内閣総理大臣は、認定基盤整備等計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定基盤整備等計画の実施に關し必要な措置を講ずることができる。	2 第八條第五項から第十二項まで及び前条の規定は、認定基盤整備等計画の変更について準用する。 (報告の徴収) 第十一條 内閣総理大臣は、第八條第十項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。第十三條第一項において単に「認定」という。)を受けた関係地方公共団体(以下この節において「認定地方公共団体」という。)に対し、認定基盤整備等計画(認定基盤整備等計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下この章において同じ。)の実施の状況について報告を求めることができる。

は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。 2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。 3 第八条第十二項の規定は、第一項の規定による認定基盤整備等計画の認定の取消しについて準用する。 (認定地方公共団体への援助等) 第十四条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定基盤整備等計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。	一 前項の関係地方公共団体 二 国の関係行政機関その他の関係機関 三 基盤整備事業等を実施し、又は実施すると見込まれる者 3 第一項の規定により協議会を組織する関係地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。 一 当該関係地方公共団体が作成しようとする基盤整備等計画又は認定基盤整備等計画及びその実施に関し密接な関係を有する者 二 前号に掲げる者のほか、当該関係地方公共団体が必要と認める者 4 関係地方公共団体は、前項の規定により協議会の構成員を加えるに当たっては、協議会の構成員の構成が、当該関係地方公共団体が作成しようとする基盤整備等計画又は認定基盤整備等計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。	5 次に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、第一項の規定により協議会を組織する関係地方公共団体に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。 一 基盤整備事業等を実施し、又は実施しようとする者 二 前号に掲げる者のほか、当該関係地方公共団体が作成しようとする基盤整備等計画又は認定基盤整備等計画及びその実施に関し密接な関係を有する者 6 前項の規定による申出を受けた関係地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。 7 第一項の協議を行うための会議において協議	が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。 8 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。 第三節 認定基盤整備等計画に係る特別の措置 (開発許可の特例) 第十六条 関係地方公共団体は、基盤整備等計画に基盤整備事業に関する事項として都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四十二条に規定する開発行為(同法第二十九条第一項各号に掲げるものを除き、同法第三十二条第一項の同意又は同条第二項の規定による協議を要する場合にあつては、当該同意が得られ、又は当該協議が行われているものに限る。)に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第二十九条第一項の許可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。
3 前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣、国の関係行政機関その他の関係機関の長、認定地方公共団体及び基盤整備事業等の実施主体は、認定基盤整備等計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。 (首都中枢機能維持基盤整備等協議会) 第十五条 関係地方公共団体は、第八条第一項の規定により作成しようとする基盤整備等計画並びに認定基盤整備等計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、首都中枢機能維持基盤整備等協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織するものとする。 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。	2 前項に掲げる者のほか、当該関係地方公共団体が作成しようとする基盤整備等計画又は認定基盤整備等計画及びその実施に関し密接な関係を有する者 6 前項の規定による申出を受けた関係地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。 7 第一項の協議を行うための会議において協議	2 前項の規定による同意を得た事項が記載された基盤整備等計画につき第八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する都市計画法第二十九条第一項の許可があつたものとみなす。 (土地区画整理事業の認可の特例) 第十七条 関係地方公共団体は、基盤整備等計画に基盤整備事業に関する事項として土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業(同法第五十五条第一項から第六項までに規定する手続を行ったものに限る。)に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第五十二条第一項の認可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。	協議し、その同意を得ることができる。 2 前項の規定による同意を得た事項が記載された基盤整備等計画につき第八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する土地区画整理法第五十二条第一項の認可があつたものとみなす。 (市街地再開発事業の認可の特例) 第十八条 関係地方公共団体は、基盤整備等計画に基盤整備事業に関する事項として都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による第一種市街地再開発事業(同法第五十三条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条第二項から第五項までに規定する手続を行ったもの並びに同法第五十三条第四項において準用する同法第七条の十二の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議を行ったものに限る。)に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第五十一条第一項の認可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。
2 前項の規定による同意を得た事項が記載された基盤整備等計画につき第八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する都市再開発法第五十一条第一項の認可があつたものとみなす。 (道路の占用の許可基準の特例) 第十九条 基盤整備等地区内の道路の道路管理者は、道路法第三十三条第一項の規定にかかわらず、認定基盤整備等計画に記載された第八条第三項に規定する事項に係る施設等のための道路の占用(同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をい)、同法第三十三条第二項に	2 前項の規定による同意を得た事項が記載された基盤整備等計画につき第八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する都市再開発法第五十一条第一項の認可があつたものとみなす。 (道路の占用の許可基準の特例) 第十九条 基盤整備等地区内の道路の道路管理者は、道路法第三十三条第一項の規定にかかわらず、認定基盤整備等計画に記載された第八条第三項に規定する事項に係る施設等のための道路の占用(同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をい)、同法第三十三条第二項に	2 前項の規定による同意を得た事項が記載された基盤整備等計画につき第八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する都市再開発法第五十一条第一項の認可があつたものとみなす。 (道路の占用の許可基準の特例) 第十九条 基盤整備等地区内の道路の道路管理者は、道路法第三十三条第一項の規定にかかわらず、認定基盤整備等計画に記載された第八条第三項に規定する事項に係る施設等のための道路の占用(同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をい)、同法第三十三条第二項に	2 前項の規定による同意を得た事項が記載された基盤整備等計画につき第八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する都市再開発法第五十一条第一項の認可があつたものとみなす。 (道路の占用の許可基準の特例) 第十九条 基盤整備等地区内の道路の道路管理者は、道路法第三十三条第一項の規定にかかわらず、認定基盤整備等計画に記載された第八条第三項に規定する事項に係る施設等のための道路の占用(同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をい)、同法第三十三条第二項に

規定するものを除く。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域内に設けられる施設等(当該指定に係る種類のものに限る。)のためのものであること。

二 道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2 道路管理者は、前項第一号の道路の区域以下この条において「特例道路占用区域」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。

4 前二項の規定は、特例道路占用区域の指定の変更又は解除について準用する。

5 第一項の許可に係る道路法第八十七条第一項の規定の適用については、同項中「円滑な交通を確保する」とあるのは、「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

(都市再生特別措置法の適用)

第二十条 認定基盤整備等計画(第八条第二項第二号に掲げる事項について記載された部分に限る。)については、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第十九条の十三第一項に規定する都市再生安全確保計画とみなして、同

法第十九条の十五から第十九条の十八までの規定を適用する。この場合において、同法第十九条の十五第一項中「協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号又は第四号」とあるのは「首都直下地震対策特別措置法(平成二十五年法律第 号)第八条第一項に規定する関係地方公共団体(以下「関係地方公共団体」という。)は、同項に規定する基盤整備等計画(以下「基盤整備等計画」という。)に同条第二項第二号又は二二と、同条第三項中「協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号又は第四号」とあるのは「関係地方公共団体は、基盤整備等計画に首都直下地震対策特別措置法第八条第二項第二号又は二二と、同条第四項中「都市再生安全確保計画が第十九条の十三第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日」とあるのは「基盤整備等計画につき首都直下地震対策特別措置法第八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日」と、同法第十九条の十六第一項中「協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号又は第四号」とあるのは「関係地方公共団体は、基盤整備等計画に首都直下地震対策特別措置法第八条第二項第二号又は二二と、同条第三項中「都市再生安全確保計画が第十九条の十三第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日」とあるのは「基盤整備等計画につき首都直下地震対策特別措置法第八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日」と、同法第十九条の十七第一項中「都市再生安全確保計画に記載された第十九条の十三第二項第二号又は第四号」とあるのは「基盤整備等計画に記載された首都直下地震対策特別措置法第八条第二項第二号又は二二と、都市再

生安全確保施設」とあるのは「首都直下地震対策特別措置法第七条第一項に規定する安全確保施設(以下「安全確保施設」という。))と、同条第二項中「協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号又は第四号」とあるのは「関係地方公共団体は、基盤整備等計画に首都直下地震対策特別措置法第八条第二項第二号又は二二と、都市再生安全確保施設」とあるのは「安全確保施設」と、同条第三項中「都市再生安全確保計画が第十九条の十三第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日」とあるのは「基盤整備等計画につき首都直下地震対策特別措置法第八条第十二項の規定による公示があつたときは、当該公示の日」と、同法第十九条の十八第一項中「協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号」とあるのは「関係地方公共団体は、基盤整備等計画に首都直下地震対策特別措置法第八条第二項第二号」と、「都市再生安全確保施設」とあるのは「安全確保施設」と、同条第二項中「都市再生安全確保計画が第十九条の十三第五項の規定により公表された日」とあるのは「基盤整備等計画の認定につき首都直下地震対策特別措置法第八条第十二項の規定による公示があつた日」と、「当該都市再生安全確保計画」とあるのは「当該認定を受けた基盤整備等計画」とする。

第五章 地方緊急対策実施計画の作成等

(地方緊急対策実施計画)

第二十一条 第三条第一項の規定による緊急対策区域の指定があつたときは、その全部又は一部の区域が緊急対策区域である都県(以下「関係都県」という。)の知事(以下「関係都県知事」という。)は、緊急対策推進基本計画を基本として、当該緊急対策区域において実施すべき緊急対策

に関する計画(以下「地方緊急対策実施計画」という。)を作成することができる。

2 地方緊急対策実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地方緊急対策実施計画の区域

二 地方緊急対策実施計画の目標

三 地方緊急対策実施計画の期間

3 地方緊急対策実施計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項のうち必要ものを定めるものとする。

一 次に掲げる施設等の整備等であつて、当該緊急対策区域において首都直下地震に係る地震防災上緊急に実施する必要があるものに関する事項

イ 高層建築物、地下街、駅その他不特定かつ多数の者が利用する施設又は当該施設内におけるエレベーター等の設備のうち、地震防災上その利用者の安全の確保を要するもの

ロ 工場、事業場等の施設が集積している地域における工場その他の施設又は石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域における石油、高圧ガス等の貯蔵所、製造所その他の施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、首都直下地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等

二 首都直下地震に係る被害の発生を防止し、又は軽減するための住宅その他の建築物に係る地震防災対策に関し次に掲げる事項

イ 住宅その他の建築物の耐震診断(地震に

対する安全性を評価すること(をいう。)の促進その他建築物の耐震化(地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。)に関する事項 ロ 住宅その他の建築物の不燃化、延焼の防止その他の火災の発生防止及び火災による被害の軽減に関する事項 ハ 延焼の防止、避難路の確保等のための街区の整備に関する事項 ニ 住居内における安全の確保に関する事項 ホ 土砂災害及び地盤の液状化の防止に関する事項 三 次に掲げる事項のうち、当該緊急対策区域において首都直下地震に係る災害応急対策及び災害復旧の円滑かつ的確な実施に必要なものの イ 被災者の救難及び救助の実施に関する事項 ロ 地震災害が発生した時(以下「地震災害時」という。)における医療の提供に関する事項 ハ 地震災害時における滞在者等に対する支援に関する事項 ニ 地震災害時における電気、ガス、水道等の供給体制の確保に関する事項 ホ 災害応急対策及び災害復旧に必要な物資の流通に関する事項 ヘ 地震災害時における通信手段の確保に関する事項 ト ボランティアによる防災活動の環境の整備に関する事項 チ 海外からの防災に関する支援の円滑な受入れに関する事項	リ 応急仮設住宅の建設に係る用地の確保に関する事項 ヌ 災害廃棄物の一時的な保管場所の確保に関する事項 四 住民等の協働による防災対策の推進に関する事項 五 首都直下地震に係る防災訓練に関する事項 六 地震防災に関する技術の研究開発に関する事項 七 前各号に掲げる事項に係る事業又は事務(以下「事業等」という。)と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業等その他の首都直下地震に係る地震防災対策の推進のため前各号に掲げる事項に係る事業等に関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業等に関する事項 八 前各号に掲げるもののほか、緊急対策の推進に関し必要な事項で内閣府令で定めるもの 4 前項各号に掲げる事項には、関係都県が実施する事業等に係るものを記載するほか、必要に応じ、当該関係都県以外の者が実施する事業等に係るものを記載することができる。 5 関係都県知事は、地方緊急対策実施計画に当該関係都県以外の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。 6 関係都県知事は、地方緊急対策実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その全部又は一部の区域が当該地方緊急対策実施計画に係る緊急対策区域である市町村の長の意見を聴かなければならない。 7 関係都県知事は、地方緊急対策実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。	ばならない。 8 前三項の規定は、地方緊急対策実施計画の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。 (関係都県への援助) 第二十二條 国は、関係都県に対し、地方緊急対策実施計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。 (住民防災組織の認定等) 第二十三條 関係都県知事は、その区域内における住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織のうち、緊急対策区域内において首都直下地震による被害の軽減を図る上で効果的な活動を行うと認められるものを、住民防災組織として認定することができる。 2 国及び特定地方公共団体(関係都県又はその全部若しくは一部の区域が緊急対策区域である市町村(特別区を含む。以下「関係市町村」という。)をいう。以下同じ。)は、前項の認定を受けた住民防災組織に対し、緊急対策区域内における首都直下地震による被害の軽減を図るための活動に関し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。 第六章 特定緊急対策事業推進計画に係る特別の措置 第一節 特定緊急対策事業推進計画の認定等 第二十四條 特定地方公共団体は、単独で又は共同して、当該特定地方公共団体に係る緊急対策区域内の区域について、内閣府令で定めるところにより、特定緊急対策事業(次節の規定による特別の措置を受ける事業をいう。以下	同じ。)の実施又はその実施の促進による首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進を図るための計画(以下「特定緊急対策事業推進計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。 2 特定緊急対策事業推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 特定緊急対策事業推進計画の区域 二 特定緊急対策事業推進計画の目標 三 前号の目標を達成するために推進しようとする取組の内容 四 第二号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定緊急対策事業の内容及び実施主体に関する事項 五 前号に規定する特定緊急対策事業(この次節の規定による特別の措置の内容 六 前各号に掲げるもののほか、第四号に規定する特定緊急対策事業に関する事項その他特定緊急対策事業の実施等による地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項 3 特定地方公共団体は、特定緊急対策事業推進計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体及び前項第四号に規定する実施主体(以下この章において単に「実施主体」という。)の意見を聴かなければならない。 4 次に掲げる者は、特定地方公共団体に対して、第一項の規定による申請(以下この節において単に「申請」という。)をすることについての提案をすることができる。 一 当該提案に係る区域において特定緊急対策事業を実施しようとする者 二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る区域における特定緊急対策事業の実施に関し密接な関係を有する者
---	--	--	--

5 前項の提案を受けた特定地方公共団体は、当該提案に基づき申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。	という。）をしようとするときは、特定緊急対策事業推進計画に定められた特定緊急対策事業に関する事項について、当該特定緊急対策事業に係る関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関）（以下この章において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。	更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。	円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。
6 特定地方公共団体は、特定緊急対策事業推進計画を作成しようとする場合において、第三十一条第一項の地震防災対策推進協議会が組織されているときは、当該特定緊急対策事業推進計画に定める事項について当該地震防災対策推進協議会における協議をしなければならない。	10 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。	2 関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定推進計画に定められた特定緊急対策事業の実施の状況について報告を求めることができる。	2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、認定推進計画に係る特定緊急対策事業の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定緊急対策事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。
7 申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。 一 第三項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要 二 第四項の提案を踏まえた申請をする場合にあっては、当該提案の概要 三 前項の規定による協議をした場合にあっては、当該協議の概要	2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、前条第九項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。	2 関係行政機関の長は、認定推進計画に定められた特定緊急対策事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該特定緊急対策事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。	3 前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣、関係行政機関の長、認定地方公共団体、関係地方公共団体及び実施主体は、認定推進計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
8 内閣総理大臣は、申請があつた特定緊急対策事業推進計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 一 緊急対策推進基本計画に適合するものであること。 二 当該特定緊急対策事業推進計画の実施が当該特定緊急対策事業推進計画の区域における首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に寄与するものであると認められること。 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。	（認定推進計画の変更） 第二十六条 認定を受けた特定地方公共団体は、認定を受けた特定緊急対策事業推進計画（以下「認定推進計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。	（認定の取消し） 第二十九条 内閣総理大臣は、認定推進計画が第二十四条第八項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。	2 地域協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。 一 前項の特定地方公共団体 二 特定緊急対策事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
9 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条、次条及び第二十六条第一項において単に「認定」という。）に対し、認定推進計画（認定推進計画の変更）（報告の徴収） 第二十七条 内閣総理大臣は、第二十四条第八項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章において単に「認定」という。）を受けた特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定推進計画（認定推進計画の変更）（認定地方公共団体への援助等） 第三十条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定推進計画の	2 第二十四条第三項から第十項まで及び前条の規定は、前項の認定推進計画の変更について準用する。 （報告の徴収） 第二十七条 内閣総理大臣は、第二十四条第八項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章において単に「認定」という。）を受けた特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定推進計画（認定推進計画の変更）（認定地方公共団体への援助等） 第三十条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定推進計画の	3 第二十四条第十項の規定は、第一項の規定による認定推進計画の認定の取消しについて準用する。 （認定地方公共団体への援助等） 第三十条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定推進計画の	3 第一項の規定により地域協議会を組織する特定地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。 一 当該特定地方公共団体作成しようとする特定緊急対策事業推進計画又は認定推進計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

二 前号に掲げる者のほか、当該特定地方公共団体が必要と認める者 4 特定地方公共団体は、前項の規定により地域協議会の構成員を加えるに当たっては、地域協議会の構成員の構成が、当該特定地方公共団体が作成しようとする特定緊急対策事業推進計画又は認定推進計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。 5 次に掲げる者は、地域協議会が組織されていない場合にあつては、特定地方公共団体に對して、地域協議会を組織するよう要請することができる。 一 特定緊急対策事業を実施し、又は実施しようとする者 二 前号に掲げる者のほか、当該特定地方公共団体が作成しようとする特定緊急対策事業推進計画又は認定推進計画及びその実施に關し密接な關係を有する者 6 前項の規定による要請を受けた特定地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。 7 特定地方公共団体は、第一項の規定により地域協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。 8 第五項各号に掲げる者であつて地域協議会の構成員でないものは、第一項の規定により地域協議会を組織する特定地方公共団体に對して、自己を地域協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。 9 前項の規定による申出を受けた特定地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。	10 第一項の協議を行うための會議において協議が調つた事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。 11 前各項に定めるもののほか、地域協議会の運営に關し必要な事項は、地域協議会が定める。 第二節 認定推進計画に基づく事業に對する特別の措置 (建築基準法の特例) 第三十二条 特定地方公共団体が、第二十四条第二項第四号に規定する特定緊急対策事業として、緊急防災建築物整備事業(特定緊急対策事業推進計画の区域内において避難施設その他の地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。次項において同じ。)を定めた特定緊急対策事業推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定緊急対策事業推進計画に定められた建築物に對する建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第一項から第十二項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四十八条第一項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは、「特定行政庁が、首都直下地震対策特別措置法(平成二十五年法律第 号)第三十二条第一項の認定を受けた同項に規定する特定緊急対策事業推進計画に定められた同条第二項に規定する基本方針(以下この条において「認定計画基本方針」という。)に適合すると認めて許可した場合その他」と、同項から同条第十項まで及び同条第十二項の規定のただし書の規定中「認め」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第二項から第	十二項までの規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、認定計画基本方針に適合すると認めて許可した場合その他」とする。 2 前項の特定緊急対策事業推進計画には、第二十四条第二項第六号に掲げる事項として、当該特定緊急対策事業推進計画において定められた緊急防災建築物整備事業に係る建築物の整備に關する基本方針を定めるものとする。この場合において、当該基本方針は、当該特定緊急対策事業推進計画の区域内の用途地域(建築基準法第四十八条第十三項に規定する用途地域をいう。)の指定の目的に反することのないよう定めなければならない。 第三十三条 特定地方公共団体が、第二十四条第二項第四号に規定する特定緊急対策事業として、特別用途地区緊急防災建築物整備事業(建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限を緩和することにより、特定緊急対策事業推進計画の区域内の特別用途地区(都市計画法第八条第一項第二号に掲げる特別用途地区をいう。次項において同じ。)内において、避難施設その他の地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。次項において同じ。)を定めた特定緊急対策事業推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた特定地方公共団体については、当該認定を建築基準法第四十九条第二項の承認とみなして、同項の規定を適用する。 2 前項の特定緊急対策事業推進計画には、第二十四条第二項第六号に掲げる事項として、当該	特別用途地区緊急防災建築物整備事業に係る特別用途地区について建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものとする。 (補助金等交付財産の処分の制限に係る承認の手續の特例) 第三十四条 特定地方公共団体が、第二十四条第二項第四号に規定する特定緊急対策事業として、首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に資する事業の活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二十二條に規定する財産をいう。)を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等(同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業を定めた特定緊急対策事業推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定を受けたことをもつて、同法第二十二條に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。 第七章 雜則 第三十五条 国は、首都直下地震に關する観測及び測量のための施設等の整備に努めなければならない。 (關係都県等に対する国の援助) 第三十六条 第十四条第一項、第二十二條及び第三十条第一項に定めるもののほか、国は、關係都県及び關係市町村に對し、首都直下地震に係る地震防災対策の実施に關し、当該地域の実情に應じ、情報の提供、技術的な助言その他必要
---	---	---	---

な援助を行うよう努めなければならない。

(首都直下地震に係る総合的な防災訓練の実施)

第三十七条 緊急対策区域に係る災害対策基本法
第二条第三号に規定する指定行政機関の長(当
該指定行政機関が合議制の機関である場合に
あつては、当該指定行政機関)及び関係都県知
事は、必要に応じ、当該区域に係る関係市町村
の長その他の者と連携して、首都直下地震に係
る総合的な防災訓練を行わなければならない。

(広域的な連携協力体制の構築)

第三十八条 国及び地方公共団体は、首都直下地
震が発生した場合において、災害応急対策、災
害復旧、災害廃棄物の処理その他の関係都県及
び関係市町村の業務が円滑かつ適切に実施され
るよう、関係都県及び関係市町村と関係都県及
び関係市町村以外の地方公共団体その他の関係
機関との広域的な連携協力体制の構築に努めな
ければならない。

2 国は、前項の広域的な連携協力体制の構築が
推進されるよう、必要な財政上の措置その他の
措置を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第三十九条 国は、首都直下地震に係る地震防災
対策の推進に関する施策を実施するため必要な
財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる
よう努めるものとする。

(権限の委任)

第四十条 この法律に規定する国土交通大臣の権
限は、政令で定めるところにより、地方支分部
局の長に委任することができる。

(命令への委任)

第四十一条 この法律に定めるもののほか、この
法律の実施に関し必要な事項は、命令で定め
る。

(経過措置)

第四十二条 この法律の規定に基づき命令又は条
例を制定し、又は改廃する場合においては、そ
れぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴
い合理的に必要と判断される範囲内において、
所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含
む。)を定めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布
の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行状況、最新の科
学的知見等を勘案し、首都直下地震に係る地震
防災対策の在り方について検討を加え、その結
果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(消防組織法の一部改正)

第三条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百
十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二十一号中「及び日本海溝・

千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の
推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二
十七号)」を、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型
地震に係る地震防災対策の推進に関する特別
措置法(平成十六年法律第二十七号)及び首都
直下地震対策特別措置法(平成二十五年法律

第 号)」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)
第四条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九
号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第十四号の四の次に次の一号を
加える。

十四の四の二 首都直下地震対策特別措置法
(平成二十五年法律第 号)に基づく地
震防災対策に関すること。

(政令への委任)

第五条 この法律の施行に関し必要な経過措置
は、政令で定める。

理 由

首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図
り、もつて首都直下地震が発生した場合におい
て首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下
地震による災害から国民の生命、身体及び財産を
保護するため、首都直下地震緊急対策区域の指定、

緊急対策推進基本計画の作成、行政中枢機能の維
持に係る緊急対策実施計画の作成、首都中枢機能
維持基盤整備等計画の指定並びに首都中枢機能維
持基盤整備等計画の認定及び認定基盤整備等計画
に係る特別の措置、地方緊急対策実施計画の作成
並びに特定緊急対策事業推進計画の認定及び認定
推進計画に基づく事業に対する特別の措置につい
て定めるとともに、地震観測施設等の整備等につ
いて定める必要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等
学校等就学支援金の支給に関する法律の一部
を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十五年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高
等学校等就学支援金の支給に関する法律の
一部を改正する法律

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学
校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十
二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律

第一章 公立高等学校に係る授業料の
第二章 高等学校等就学支援金の支給

第三章 高等学校等就学支援金の支給
第四章 雑則(第十六条―第二十号)

不徴収(第三号)を「第二章 高等学校等就
(第四号―第十五号)を「第三章 雑則(第十六

学支援金の支給(第三号―第十五号)に改める。
第一条中「公立高等学校について授業料を徴収
しないこと」とともに、公立高等学校以外
の」を削る。

第二条第一項第一号中「この条及び第四条第三
項において」を削り、同項第二号中「次項及び第
四号第三項」を「次条第三項及び第五号第三項」に改
め、同項第五号中「第五号及び第七号第一項」を
「第四条及び第六号第一項」に改め、同条第二項及
び第三項を削る。

第二章を削る。
第四条第一項中「私立高等学校等」を「高等学
校等」に改め、同条第二項第二号中「私立高等学
校等」を「高等学校等」に改め、同項に次の一号を加
える。

三 前二号に掲げる者のほか、前項に規定する
者の保護者(学校教育法第十六条に規定する
保護者をいう。)その他の同項に規定する者の
就学に必要な経費を負担すべき者として政令
で定める者(以下「保護者等」という。)の収入
の状況に照らして、就学支援金の支給により
当該保護者等の経済的負担を軽減する必要が

あるとは認められない者として政令で定める者

第四条第三項中「私立高等学校等に」を「高等学校等に」に改め、「私立高等学校等である」を削り、第三章中同条を第三条とする。

第五条中「私立高等学校等」を「高等学校等」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項中「私立高等学校等」を「高等学校等」に改め、同条第二項中「私立高等学校等」を「高等学校等」に、「保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）その他の受給権者の就学に必要な経費を負担すべき者として政令で定める者（以下この項及び第十七条第一項において「保護者等」という。）を「保護者等」に改め、同条第三項中「公立高等学校基礎授業料月額」を「地方公共団体の設置する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の授業料の月額」に改め、同条を第五条とする。

第七条第二項中「第五条」を「第四条」に、「私立高等学校等」を「高等学校等」に改め、同条第三項中「第五条」を「第四条」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条第二項中「第四条第三項」を「第三条第三項」に、「私立高等学校等」を「高等学校等」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（支払の一時差止め）
第九条 受給権者が、正当な理由がなく第十七条の規定による届出をしないときは、就学支援金の支払を一時差し止めることができる。

第十四条の見出し中「私立高等学校等」を「高等学校等」に改め、同条第一項中「私立高等学校等」を「高等学校等」に、「第五条」を「第四条」に、「第七条第一項」を「第六条第一項」に、「第八条」を「第七条」に、「第九条第一項」を「第八条第一項」に改

め、同条第二項中「私立高等学校等」を「高等学校等」に、「第五条」を「第四条」に、「第七条第一項」を「第六条第一項」に、「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第三項中「私立高等学校等」を「高等学校等」に、「第五条」を「第四条」に、「第八条」を「第七条」に、「第九条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第三章を第二章とする。

第二十条第二項中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

第十八条中「第五条」を「第四条」に、「第七条第一項、第九条第一項」を「第六条第一項、第八条第一項」に改め、「第十一条第一項」の下に、「第十七条」を加え、同条を第十九条とする。

第十七条第一項中「第十四条第一項又は第二項に規定する就学支援金に係る場合にあつては、文部科学大臣」を削り、同条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（届出）

第十七条 受給権者は、文部科学省令で定めるところにより、都道府県知事（第十四条第一項又は第二項に規定する就学支援金に係る場合にあつては、文部科学大臣。次条第一項において同じ。）に対し、保護者等の収入の状況に関する事項として文部科学省令で定める事項を届け出なければならない。

第四章を第三章とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十六年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の

例による。

2 この法律の施行の日前から引き続き高等学校等（この法律による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（次項において「旧法」という。）第二条第一項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係るこの法律の施行の日以後の公立高等学校（同条第二項に規定する公立高等学校をいう。）に係る授業料の徴収及び高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第三条第二項の交付金の交付については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）
第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の項中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に、「第五条」を「第四条」に、「第七条第一項、第九条第一項」を「第六条第一項、第八条第一項」に、「及び第十七条第一項」を「第十七条及び第十八条第一項」に改める。

（地方財政法の一部改正）
第四条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

（行政手続における特定の個人を識別する

ための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の九十一の項及び別表第二の百十三の項中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条のうち住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の四十七の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第三の五の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第五第六の次に三号を加える改正規定及び同表の次に一表を加える改正規定中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に、「第七条第一項」を「第六条第一項」に改める。

理 由
高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、高等学校等就学支援金の支給について、保護者等の収入の状況を勘案することとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給について、保護者等の収入の状況を勘案することとする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 公立高等学校に係る授業料の不徴収制度の廃止等

公立高等学校に係る授業料の不徴収制度を廃止し、公立高等学校の生徒についても就学支援金の支給の対象とすること。

2 就学支援金の支給の制限

保護者等の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者については、就学支援金を支給しないものとする。

3 届出及び支払の一時差止め

受給権者は、文部科学省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、保護者等の収入の状況に関する事項として文部科学省令で定める事項を届け出なければならないものとし、正当な理由がなく当該届出をしないときは、就学支援金の支払を一時差止めすることのできるものとする。

4 施行期日等

(一) この法律は、平成二十六年四月一日から施行すること。

(二) この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。

二 議案の可決理由

就学支援金の支給について、保護者等の収入の状況を勘案することとする等の措置を講ずることを定める本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十五年十一月十三日

文部科学委員長 小淵 優子
衆議院議長 伊吹 文明殿

(別紙)

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 本法施行後三年を経過した後、低所得世帯への支援の拡充の状況及び公私間の教育費負担の格差は正の状況等を勘案しつつ、教育の機会均等を図る観点から、政策の効果を検証した上で、必要な措置を講ずるものとする。

二 就学支援金の受給資格の認定に当たっては、本来就学支援金の支給対象となる者が漏れないよう十分配慮すること。

三 本制度の趣旨・内容について、関係者に対する周知・説明を十分に行い、特に、進路選択の時期に当たる中学三年生の生徒及び保護者に対し、特段の配慮を行うこと。

四 就学支援金の受給資格の認定に当たっては、家庭環境等も考慮し、教育費を支出することが困難な者に特段の配慮を行うこと。また、急な家計変動が生じた者に対し特段の配慮を行うこと。

五 就学支援金の受給資格の認定に当たっては、プライバシーに関して十分配慮すること。

六 就学支援金の受給資格の認定に当たっては、自治体や学校現場に相応の事務量が発生することと鑑み、そのための条件整備に努めること。

七 教育は未来への投資であることに鑑み、就学支援金については、将来的に所得制限を行うことなく、全ての生徒に支給することができるよう必要な予算の確保に努めること。また、引き続き教育費負担の軽減を図るとともに、一層の教育予算の拡充に努めること。

交通政策基本法案

右
国会に提出する。
平成二十五年十一月一日
内閣総理大臣 安倍 晋三

交通政策基本法

目次

第一章 総則(第一条—第十四条)

第二章 交通に関する基本的施策

第一節 交通政策基本計画(第十五条)

第二節 国の施策(第十六条—第三十一条)

第三節 地方公共団体の施策(第三十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、交通に関する施策について

て、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

(交通に関する施策の推進に当たつての基本的認識)

第二条 交通に関する施策の推進は、交通が、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、将来にわたつて、その機能が十分に発揮されることにより、国民その他の者(以下「国民等」という。)の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという基本的認識の下に行われなければならない。

(交通の機能の確保及び向上)

第三条 交通に関する施策の推進は、交通が、国民の日常生活及び社会生活の基盤であること、国民の社会経済活動への積極的な参加に際して重要な役割を担っていること及び経済活動の基盤であることに鑑み、我が国における近年の急速な少子高齢化の進展その他の社会経済情勢の変化に対応しつつ、交通が、豊かな国民生活の実現に寄与するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与するものとなるよう、その機能の確保及び向上が図られることを旨として行われなければならない。

2 交通の機能の確保及び向上を図るに当たつて

は、大規模な災害が発生した場合においても交通の機能が維持されるときに、当該災害からの避難のための移動が円滑に行われることの重要性に鑑み、できる限り、当該災害による交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復に資するとともに、当該災害の発生時における避難のための移動の確に对应し得るものとなるように配慮しなければならない。

(交通による環境への負荷の低減)

第四条 交通に関する施策の推進は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び交通が環境に与える影響に鑑み、将来にわたつて、国民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるよう、交通による環境への負荷の低減を図られることを旨として行われなければならない。

(交通の適切な役割分担及び有機的かつ効率的な連携)

第五条 交通に関する施策の推進は、徒歩、自転車、自動車、鉄道車両、船舶、航空機その他の手段による交通が、交通手段(交通施設及び輸送サービスを含む。以下同じ。)の選択に係る競争及び国民等の自由な選好を踏まえつつそれぞれの特性に応じて適切に役割を分担し、かつ、有機的かつ効率的に連携することを旨として行われなければならない。

(連携等による施策の推進)

第六条 交通に関する施策の推進は、まちづくり、観光立国の実現その他の観点を踏まえ、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を図りながら、国、地方公共団体、運輸事業その他交通に関する事業を行う者(以下「交通関連事業者」という。)、交通施設の利用者(以下「交通利用者」という。)、交通施設の利用者(以下「交通利用者」という。)、交通施設の利用者(以下「交通利用者」という。)

う者(以下「交通施設管理者」という。)、住民その他の関係者が連携し、及び協働しつつ、行われなければならない。

(交通の安全の確保)

第七条 交通の安全の確保に関する施策については、当該施策が国民等の生命、身体及び財産の保護を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、交通安全対策基本法その他の関係法律で定めるところによる。

2 交通に関する施策の推進に当たっては、前項に定めるところにより行われる交通の安全の確保に関する施策との十分な連携が確保されなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第二条から第六条までに定める交通に関する施策についての基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、交通に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する国民等の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、交通に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する住民その他の者の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

(交通関連事業者及び交通施設管理者の責務)

第十条 交通関連事業者及び交通施設管理者は、

基本理念の実現に重要な役割を有していることに鑑み、その業務を適切に行うよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、交通関連事業者及び交通施設管理者は、基本理念にのっとり、その業務を行うに当たっては、当該業務に係る正確かつ適切な情報の提供に努めるものとする。

(国民等の役割)

第十一条 国民等は、基本理念についての理解を深め、その実現に向けて自ら取り組むことができる活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するよう努めることによつて、基本理念の実現に積極的な役割を果たすものとする。

(関係者の連携及び協力)

第十二条 国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十三条 政府は、交通に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十四条 政府は、毎年、国会に、交通の動向及び政府が交通に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る交通の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 交通に関する基本的施策

第一節 交通政策基本計画

第十五条 政府は、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通に関する施策に関する基本的な計画(以下この条において「交通政策基本計画」という。)を定めなければならない。

2 交通政策基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 交通に関する施策についての基本的な方針
二 交通に関する施策についての目標
三 交通に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
四 前三号に掲げるもののほか、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 交通政策基本計画は、国土の総合的な利用、整備及び保全に関する国の計画並びに環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、交通政策基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により交通政策基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民等の意見を求めなければならない。

6 国土交通大臣は、第四項の規定により交通政策基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、交通政策審議会及び社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

7 内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、第四項の規定により交通政策基本計画の

案を作成しようとするときは、あらかじめ、環境の保全の観点から、環境大臣に協議しなければならない。

8 政府は、交通政策基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

9 第四項から前項までの規定は、交通政策基本計画の変更について準用する。

第二節 国の施策

(日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等)
第十六条 国は、国民が日常生活及び社会生活を営むに当たって必要不可欠な通勤、通学、通院その他の人又は物の移動を円滑に行うことができるようにするため、離島に係る交通事情その他地域における自然的経済的社会的諸条件に配慮しつつ、交通手段の確保その他必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動のための施策)
第十七条 国は、高齢者、障害者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受けるもの及び乳幼児を同伴する者が日常生活及び社会生活を営むに当たり円滑に移動することができるようになるため、自動車、鉄道車両、船舶及び航空機、旅客施設、道路並びに駐車場に係る構造及び設備の改善の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(交通の利便性向上、円滑化及び効率化)
第十八条 国は、前二条に定めるもののほか、国民等の日常生活又は社会生活における交通に対する基本的な需要が適切に充足されるようにするため、定時性の確保(設定された発着時刻に従って運行することをいう。)、速達性の向上

(目的地に到達するまでに要する時間を短縮することをいう。)、快適性の確保、乗継ぎの円滑化その他交通結節機能の高度化(交通施設及びその周辺の施設における相当数の人の移動について、複数の交通手段の間を結節する機能を高度化することをいう。)、輸送の合理化その他の交通の利便性の向上、円滑化及び効率化のために必要な施策を講ずるものとする。

(国際競争力の強化に必要な施策)

第十九条 国は、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化を図るため、国際海上輸送網及び国際航空輸送網の形成、これらの輸送網の拠点となる港湾及び空港の整備、これらの輸送網と全国的な国内交通網とを結節する機能の強化その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域の活力の向上に必要な施策)

第二十条 国は、地域経済の活性化その他の地域の活力の向上を図るため、地域における企業の立地並びに地域内及び地域間の交流及び物資の流通の促進に資する国内交通網及び輸送に関する拠点の形成その他必要な施策を講ずるものとする。

(運輸事業その他交通に関する事業の健全な発展)
第二十一条 国は、運輸事業その他交通に関する事業の安定的な運営が交通の機能の確保及び向上に資するものであることに鑑み、その健全な発展を図るため、事業基盤の強化、人材の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

(大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復等に必要な施策)
第二十二条 国は、大規模な災害が発生した場合

における交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復を図るとともに、当該災害からの避難のための移動を円滑に行うことができるようにするため、交通施設の地震に対する安全性の向上、相互に代替性のある交通手段の確保、交通の機能の速やかな復旧を図るための関係者相互間の連携の確保、災害時において一時に多数の者の避難のための移動が生じ得ることを踏まえた交通手段の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(交通に係る環境負荷の低減に必要な施策)

第二十三条 国は、交通に係る温室効果ガスの排出の抑制、大気汚染、海洋汚染及び騒音の防止その他交通による環境への負荷の低減を図るため、温室効果ガスその他環境への負荷の原因となる物質の排出の抑制に資する自動車その他の輸送用機械器具の開発、普及及び適正な使用の促進並びに交通の円滑化の推進、鉄道及び船舶による貨物輸送への転換その他の物の移動の効率化の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、船舶からの海洋への廃棄物の排出の防止、航空機の騒音により生ずる障害の防止その他必要な施策を講ずるものとする。

(総合的な交通体系の整備等)

第二十四条 国は、徒歩、自転車、自動車、鉄道車両、船舶、航空機その他の手段による交通が、それぞれの特性に応じて適切に役割を分担し、かつ、有機的かつ効率的な交通網を形成することが必要であることを踏まえつつ、道路交通、鉄道交通、海上交通及び航空交通の間における連携並びに公共交通機関相互間の連携の強化の促進その他の総合的な交通体系の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、交通に係る需要の動向、交通施設の老朽化の進展の状況その他の事情に配慮しつつ、前項に規定する連携の下に、交通手段の整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(まちづくりの観点からの施策の促進)

第二十五条 国は、地方公共団体による交通に関する施策が、まちづくりの観点から、土地利用その他の事項に関する総合的な計画を踏まえ、国、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者との連携及び協力の下に推進されるよう、必要な施策を講ずるものとする。この場合においては、当該連携及び協力が、住民その他の者の交通に対する需要その他の事情に配慮されたものとなるように努めるものとする。

(観光立国の実現の観点からの施策の推進)

第二十六条 国は、観光立国の実現が、我が国経済社会の発展のために極めて重要であるとともに、観光旅客の往來の促進が、地域間交流及び国際交流の拡大を通じて、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図り、並びに国際相互理解の増進に寄与することに鑑み、観光旅客の円滑な往來に必要な交通手段の提供の推進、自動車、鉄道車両、船舶及び航空機、旅客施設並びに道路に係る外国語その他の方法による外国人観光旅客に対する情報の提供の推進その他の交通に関連する観光旅客の往來の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(協議の促進等)

第二十七条 国は、国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、交通に

関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第二十八条 国は、交通の動向に関する調査研究その他の交通に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

(技術の開発及び普及)

第二十九条 国は、情報通信技術その他の技術の活用が交通に関する施策の効果的な推進に寄与することに鑑み、交通に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るため、これらの技術の研究開発の目標の明確化、国及び独立行政法人の試験研究機関、大学、民間その他の研究開発を行う者の間の連携の強化、基本理念の実現に資する技術を活用した交通手段の導入の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第三十条 国は、交通に関する施策を国際的協調の下で推進することの重要性に鑑み、交通に関し、我が国に蓄積された技術及び知識が海外において活用されるように配慮しつつ、国際的な規格の標準化その他の国際的な連携の確保及び開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(国民等の立場に立った施策の実施のための措置)

第三十一条 国は、国民等の立場に立つて、その意見を踏まえつつ交通に関する施策を講ずるため、国民等の意見を反映させるために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。

第三節 地方公共団体の施策

第三十二条 地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた交通に関する施策を、まちづくりその他の観点と関連する施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に実施するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(国土交通省設置法の一部改正)

2 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「(平成二十三年法律第百二十三号)」の下に、「交通政策基本法(平成二十五年法律第 号)を加える。

第十四条第一項第三号中「観光立国推進基本法」を「交通政策基本法、観光立国推進基本法」に改める。

理 由

交通は、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

交通政策基本法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本法案は、交通が、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 交通に関する施策の基本理念として、国民等の交通に対する基本的需要の充足、交通の機能の確保及び向上、交通による環境への負荷の低減、交通の適切な役割分担及び有機的かつ効率的な連携並びに関係者の連携等による施策の推進を定めること。

2 交通に関する施策について、国、地方公共団体、交通関連事業者及び交通施設管理者の責務並びに国民等の役割を定めること。

3 政府は、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通政策基本計画を定めなければならないこと。

4 国は、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保、高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動、交通の利便性向上、円滑化及び効率化、国際競争力の強化、地域の活力の向上、運輸事業その他交通に関する事業の健全な発展、大規模な災害が発生した場合における交

通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復、交通に係る環境負荷の低減、総合的な交通体系の整備等に必要な施策を講ずること。

5 地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた交通に関する施策を、まちづくり等の観点を踏まえながら、総合的かつ計画的に実施すること。

6 政府は、毎年、国会に、交通の動向及び政府が交通に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならないこと。

7 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとする本法案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党の提案に係る修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十五年十一月十三日

衆議院議長 伊吹 文明殿

国土交通委員長 梶山 弘志

(別紙)

交通政策基本法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 交通に関する施策の推進に当たっては、交通政策基本法案に基づく「交通政策基本計画」と、社会資本整備重点計画法に基づく「社会資本整備重点計画」を車の両輪として取り組み、もって、今後の国土・地域づくりの指針となる、中長期を見据えた、新たな「国土のグランドデザイン」の実現に寄与すること。	であることを踏まえ、本法の成立を受け、地域交通や港湾の分野での個別法の見直し等を含む制度改正に速やかに取り組むこと。	旅客の円滑な往来の促進等を図るとともに、万が一の大規模災害発生時における交通機能の維持、円滑な避難の確保等に万全を期すること。	合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める」に改め、同条第二項を次のように改める。
二 交通においては、「安全の確保」があらゆることに優先する最も重要かつ基本的な事項であることから、道路交通の安全等陸上交通の安全、船舶の保安等海上交通の安全及び航空保安等航空交通の安全の各分野について、関係法律で定めるところにより、万全を期すること。また、交通に関する施策の推進に当たっては、交通安全対策基本法その他の交通の安全に関する法律等に基づき実施される施策と十分に連携し、交通の安全の確保に万全を期すること。	七 日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保に当たっては、離島のほか、豪雪地帯、山村地域、半島地域、過疎地域といった地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域に関する自然的経済的社会的諸条件にも十分配慮する必要があること。	十二 交通による環境への負荷の低減を図るため、J R貨物や内航海運による貨物輸送への転換（モーダルシフト）をより一層推進するための取り組みを進めること。	2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。
三 交通に対する基本的な需要の充足に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦を含む国民が日常生活及び社会生活を営むに当たり必要な移動、物資の円滑な流通等の需要を十分にくみとられたものとなるよう最大限配慮すること。	八 バリアフリー施策の推進に当たっては、例えば全国一律の基準ではカバーできない場合であっても、地域の実情に応じた運用を行えるようにするなど、利用者の目線での改善に努めること。	十三 自転車は、国民にとつて非常に手軽で身近な交通手段であると同時に、地球環境にも大変優しいものであることに鑑み、関係各省庁が連携して、今後、走行環境の改善などその利用促進に向けた施策とともに、自転車による事故の減少を図るための施策を総合的に講じること。	4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。
四 豊かな国民生活を実現し、我が国経済社会が力強く成長していくためには、交通の機能の確保及び向上を通じた地域格差の是正が極めて重要であり、このことを十分に踏まえて交通政策基本計画を策定すること。	九 運輸事業その他の交通に関する事業が健全に発展し、サービスが安定して提供されるためには、交通に関する事業に従事する者の確保並びにこれらの者の労働環境の整備が重要であることに鑑み、交通に関する施策の推進に当たっては、交通に関する事業において必要とされる人材確保や労働環境改善にも十分に配慮すること。	十四 交通に関する国際協力を推進するに当たっては、開発途上地域に対する人材の派遣や外国において災害が発生した場合の交通施設の復旧等の支援にも十分に配慮すること。	第十五条第五項中「の都市」を「市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を「ただし、指定都市」に改め、同条第七項中「第二項、第三項」を「第一項から第四項まで」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。
五 交通の機能の確保及び向上に当たっては、エネルギーに関する国内外の情勢の変化を含む社会経済情勢の変化に的確に対応すること。	十 大規模な災害が発生した場合における交通への支障の発生及び拡大を防止するため、老朽化対策を推進するとともに、交通施設の耐震化の向上、代替交通手段の整備、避難のための移動及び救援のための物資の輸送への配慮に努めること。	公職選挙法の一部を改正する法律案を提出する。	9 指定都市に対し第一項から第三項までの規定を適用する場合における市の区域（市町村の区域）を改正する法律案及び同報告書
平成二十五年十一月十五日 衆議院会議録第十号	交通政策基本法案及び同報告書	公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書	公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

域に係るものを含む。は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たつては、第五項の場合を除き、区の区域を分割しないものとする。

第十五条の二第四項中「郡市」を「市町村」に改める。

第二百七十一条第一項を削り、同条第二項中「第十五条第二項」を「第十五条第二項前段」に改め、「条例で」を削り、同項を同条とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年三月一日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を告示される都道府県の議会の議員の一般選挙から適用し、施行日以後初めてその期日を告示される都道府県の議会の議員の一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

(経過措置)

第三条 新法第十五条第一項の規定にかかわらず、施行日の前日における都道府県の議会の議員の選挙区で隣接していない町村の区域を含むものがあるときは、当該選挙区の区域をもつて、一の選挙区とすることができ。ただし、当該選挙区に係る区域の変更が行われた場合は、この限りでない。

(検討)

第四条 都道府県の議会の議員の選挙区の在り方

については、この法律の施行後の状況を勘案し、地域の実情や都道府県の自主性に配慮する観点から必要な検討が加えられるものとする。
(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正) 第五条 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「より郡市の区域の変更を生ずる場合において、」を「際して」に、「属していた郡市」を「属していた選挙区」に改め、「の区の区域」の下に「が従前属していた選挙区の区域」を加え、同条第二項中「郡市」を「選挙区」に改める。

理 由

都道府県の議会の議員の選挙区について、郡の存在意義が大きく変質している現状等に鑑み、一定の要件の下で、市町村を単位として条例で選挙区を定めることができるようにするとともに、指定都市の区域においては、二以上の区域に分けた区域を選挙区の単位とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外五名提出、第百八十三回国会衆法第四一号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、都道府県の議会の議員の選挙区について、郡の存在意義が大きく変質している現状等に鑑み、一定の要件の下で、市町村を単位として条例で選挙区を定めることができるようにするとともに、指定都市の区域では、二以上の区域に分けた区域を選挙区の単位とするもの

で、その主な内容は次のとおりである。

1 都道府県の議会の議員の選挙区

(一) 都道府県の議会の議員の選挙区は、次のいずれかによることを基本とし、条例で定めること。

- (1) 一の市の区域
- (2) 一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域
- (3) 隣接する町村の区域を合わせた区域

(一)の選挙区は、その人口が議員一人当たりの人口(都道府県の人口を都道府県の議会の議員の定数で除して得た数)の半数以上になるようにしなければならないこと。

この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。

(二) 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であっても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができること。

(四) 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができること。

(五) 指定都市に対し(一)から(三)までの規定を適用する場合における市の区域は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とし、この場合においては、区の区域を分割しないものとする。

2 施行期日等

(一) この法律は、平成二十七年三月一日から

施行すること。

(二) 新法の規定は、施行日以後初めてその期日を告示される都道府県の議会の議員の一般選挙から適用し、その告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例によること。

(三) 1の(一)にかかわらず、施行日の前日における選挙区で隣接していない町村の区域を含むものがあるときは、当該選挙区に係る区域の変更が行われるまでは、その区域をもつて一選挙区とすることができ。

(四) 都道府県の議会の議員の選挙区の在り方については、この法律の施行後の状況を勘案し、地域の実情や都道府県の自主性に配慮する観点から必要な検討が加えられるものとする。

(五) その他所要の規定を整備すること。

二 議案の可決理由

本案は、都道府県の議会の議員の選挙区について、郡の存在意義が大きく変質している現状等に鑑み、一定の要件の下で、市町村を単位として条例で選挙区を定めることができるようにするとともに、指定都市の区域では、二以上の区域に分けた区域を選挙区の単位とするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十五年十一月十四日

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長 保岡 興治

衆議院議長 伊吹 文明殿

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 一五円 一〇円